法科大学院認証評価

自己評価書

専修大学大学院法務研究科法務専攻

平成24年6月

専 修 大 学

目 次

I	現況及び	グ 朱	宇徴	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	目的 •	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	2
Ш	章ごとの	りÉ	己	評估	Б																											
	第1章	孝	女育	の耳	里念	:及	び目	目標	民	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第2章	孝	有	内名	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第3章	孝	女育	方法	去		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	第4章	月	え績	評估	 五及	び	修丁	了認	尼尼	₹	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	第 5 章	孝	女育	内名	字等	の i	改皂	宇措	古世	<u>=</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	第 6 章	フ	、学	者追	選抜	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	第7章	屶	生生	のす	と援	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	第8章	孝	員	組絹	鈛		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	第 9 章	읱	理	運賃	営等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
	第10章		包設																													54
	第11章	É	己	点核	食 及	び	評品	田等	도 F	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院(研究科・専攻)名 専修大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地東京都千代田区
- (3) 学生数及び教員数 (平成24年5月1日現在)

学生数:122人

教員数:19人(うち実務家教員 4人)

2 特徴

(1) 沿革と理念

専修大学は、日本における近代法の黎明期ともいえる明治 13 年 (1880 年) に誕生した。以来、五大法律学校の一つとして発展し、長く法学教育に携わってきた本学は、建学の精神を現代的にとらえ直し、「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を大学の 21 世紀ビジョンにしている。そうした中、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく、法科大学院を開設したが、このことは、その「社会知性の開発」を具現化するものと考えている。

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としている。具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

教育理念としては、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそ実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるからである。「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

(2) 特徴

① 少人数教育

教育理念である「議論による問題解決能力の修得」 を目的として、法律学の最も基本的な理論及び知識を 徹底して教育するとともに、双方向・多方向授業及び 課題に対する講評・添削を十分に実施するため、演習 科目各授業のクラス編成をほぼ 20 人以下とした。

② 研究者教員及び実務家教員の適切な配置

基本的な理論・知識及び基本的な理論・知識の応用力(具体的事例への適用、実務への応用)を修得させるため、研究者教員及び実務家教員を、バランスの採れた年齢構成及び専門領域が多岐に亘る構成にした。

③ 多様な展開先端科目の配置

2・3年次において、多様な専門分野(民事、刑事、 企業法務、知的財産法務、渉外法務、コミュニティサ ービス関係など)に対応した多くの展開先端科目を配 置し、学生自らの問題意識に合わせて、選択できるよ うにした。

④ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があること、及び、エクスターンシップの受け入れ先も十分にあることから、クリニック、エクスターンシップ等法律実務基礎科目を確実に実施できる体制を整えた。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生が自らの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

⑤ クラス担任制

クラス担任制を採用し、担任教員が、前期及び後期の各1回、学生との個人面談を実施し、個々の学生からの学習上の質問等に対し助言を与えている。また、教授会において、各教員から、個人面談の内容が報告され、全教員で問題認識を共通にし、かつ、制度の改善を要すると判断される事項について、対処策を検討し、それを実施している。

⑥ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び情報検索のためのコンピュータ、個々の学生へのキャレル(自習机)等、物的設備を十分に整えた。また、各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

Ⅱ 目的

1. 目的

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

2. 教育理念・教育目標

専修大学法科大学院(以下、「本法科大学院」という)は、設置に際し、まず、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の理念として掲げた。「社会生活上の医師」という語は、「司法制度改革審議会意見書」にも用いられており、それ自体はとくに耳新しいものではないが、その具体的意味については、各種の解釈がありうる。本法科大学院は、「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」と考え、議論による問題解決能力を修得させることを教育の目的とし、カリキュラムを編成している。「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語的意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差(ギャップ)が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

「議論」する能力、すなわち、主張すべき内容を明晰に定式化し、容易に反論できるようにその根拠を論理的に構成し、再反論することによって共通の世界を形成していく、という能力の訓練は、法廷弁論に典型的に示されることから明らかなように、法律家の養成において不可欠である。本法科大学院は、多様な実務家を専任教員として擁し、実務教育に多大のエネルギーを割いている。さらに、それに加えて、本法科大学院は、法律家として最も重要な能力である、「問題発見・解決能力」の育成に力を注いでいる。この能力は、これまで全く気付かれることなく、裁判例も見当たらず、誰も論じていない問題、つまり「未知」の問題に直面させられた時に試される。そのような時に、最も基本的な法知識や法原則に立ち返ってそれらを総動員しつつ、これまでになかった新たな法律論を生み出す能力こそ、優れた法律家が獲得すべきものである。この能力は、「あるべき状態」への探求に絶えず駆り立てる知的好奇心と、それを洞察し・想像する刺激や誘因を与え続けることとによって養成される。そのような能力を与えるのは、裁判例や実務的知識というよりも、「哲学」であり、「ものの考え方」であり、体系化された「理論」である。つまり、「実践的な教育」という表現に引きずられて、法科大学院は実務や裁判例を教育すれば足りると考えてはならないのである。本法科大学院の目指す究極的な目標は、上記の意味における「理論」の開発・伝達等を通じて、以上に述べた法律家像を実現するところにある。

皿 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

- 1. 本法科大学院では、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の基本理念として掲げている。この理念に基づき、さらには、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として法曹教育に特化した実践的教育を行うという法科大学院の本来の目的を踏まえて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の各科目群の履修を通して、法律に関する基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びにその基礎的理論と知識を基に「議論による問題解決能力」を修得させることを教育上の目標として設定している。この目標は、同時に、法科大学院教育の目的である「多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理」を備えた法曹を養成することでもある。【解釈指針1-1-1-1】
- 2. 上記の教育の理念及び目標については、専修大学専門職大学院学則第3条、「法科大学院入学ガイド」及び「法科大学院要項」に示されており、その内容は専修大学のホームページでも広く公開されている。また、毎年、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が新入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、セメスターごとのガイダンスにおいても、教務委員長から履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及している。《別添資料1 H24 要項 序文,P.282(第3条)》、《別添資料4 2012 入学ガイド P.4》、《別添資料5 ホームページ ごあいさつ、法科大学院の概要(教育上の基本組織)》参照【解釈指針1-1-1-2】

基準1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

1. 基準1-1-1に述べた教育の理念及び目標を達成するため、1年次において法律基本科目についての知識と理論を修得させたうえで、2年次において、その法律基本科目により修得した知識と理論の具体的事例及び実務への応用・適用能力を修得させる演習科目を中心に配置している。また、1年次から3年次にかけて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の3科目群にわたって多様な科目を配置し、その履修を通して、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を身につけることができるように配慮している。さらに、これらの多様な科目群の中から、学生が自ら希望する法曹像に向けた科目を履修できるように、①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産法務履修モデル、⑤渉外法務履修モデル、⑥コミュニティサービス履修モデルの6つの履修モデルを設定して、学生の履修上の指針として提示している。以上に述べた観点を踏まえたうえで、1年次から3年次にかけての体系的な教

育を通して、全体として基準1-1-1で述べた教育の理念及び目標の達成を図っている。また、成績評価については、各授業担当者による絶対評価を基本としながらも、得点分布の目安を設定し厳格な成績評価に努めている。修了認定についても、単位修得だけでなく、GPA制度を採用し、GPA通算 2.00 以上の基準を満たした者に対してのみその認定をし、厳格に行っている。

2. 上記の教育の理念及び目標とそれに基づく本法科大学院の教育課程については、ガイダンス等で学生への徹底を図っているが、学生もそれにこたえて概ね教員の期待する成果をあげている。これまで所定の単位を修得して修了した者が平成17年度54名、平成18年度42名、平成19年度53名、平成20年度52名、平成21年度60名、平成22年度46名、平成23年度45名となっている。また、新司法試験の合格者数は、平成18年度が9名、平成19年度が19名、平成20年度が20名、平成21年度が17名、平成22年度19名、平成23年度17名であった。今後、司法試験、司法修習と連携した教育及び法曹実務家として活躍しうる資質を修得できる教育を実施するよう努めたい。平成23年度修了者の進路状況は別添資料6の進路状況調査のとおりである。

《別添資料 1 H24 要項 序文, P. 3, 282 (第3条)》,《別添資料 2 平成 23 年度開講科目成績集計表 (成績分布データ)》,《別添資料 3 開設授業科目一覧 (様式 1),学生数の状況 (様式 2)》,《別添資料 4 2012 入学ガイド P. 4》,《別添資料 5 ホームページ ごあいさつ,法科大学院の概要 (教育上の基本組織)》,《別添資料 6 平成 19~23 年度 修了者進路状況調査》参照【解釈指針 1-1-2-1】

2 特長及び課題等

特長

上記1-1に記載したとおり、本学の法科大学院の目的に沿った教育を忠実に実施しており、基準1-1-1で述べた教育の理念及び目標については基本的に達成できている。

課題

- 1. 現在の未修者の学力の状況から見て、多くの未修者が1年次で法律学の基本的理論と知識を修得することは必ずしも容易ではない。このことを踏まえて、平成20年度から「行政法の基礎理論」と「民法IV(家族法)」を2年次配当科目に引き上げ、1年次の法律基本科目(必修)の単位数を34単位から30単位に削減し、1年次における法律基本科目の履修に余裕をもたせるようにした。これによって、「とにかく授業に出るだけで精一杯」という従来の状況から、自分の学習状況を確認しながら多少とも余裕をもって授業に臨むことができるようになるなど、一定の改善が図られた。しかし、なお、1年次での法律基本科目についての基本的な理解を多くの学生の間に定着させるためには、より一層の授業の内容・方法の改善が必要となっている。とりわけ未修者においては学生間の学力の差が大きいため、それぞれの学生の到達度を踏まえた教育をどのように進めていくのかが今後の課題である。
- 2. また、既修2年次学生においても法律学に関する基本的理解度は必ずしも十分ではなく、このため応用能力の修得を目的とする演習科目においても、その前提となる基礎的理論や知識を学生に再度確認させることが必要になるというのが現状である。学生に対して、日頃から、基礎的理論・知識の復習・確認を怠らないよう指導するとともに、授業担当者が、学生の基礎的理論・知識に関する理解の程度を確認しながら、不十分な学生に対しては、さらにその理解を深めさせるようにするための継続的努力が求められている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1:重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての 実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとと もに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適 切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

- 1. 本法科大学院の目的である「社会生活上の医師の養成」とは、法律学の基本的な理論及び知識を徹底して教育するとともに、それを活用しうる応用力及び社会の人々の抱える法的問題を理解し法的に解決しうる十分な能力、すなわち、「議論による問題解決能力」を身につけさせる教育を言う。言い換えるならば、単に実務法曹に共通に必要な知識の修得を目的とするのではなく、実務において十分にその知識を活用する能力の修得を目指すものである。《別添資料1 H24 要項 序文,P.282(第3条)》、《別添資料4 2012入学ガイド P.4》、《別添資料5 ホームページ ごあいさつ、法科大学院の概要(教育上の基本組織)》参照
- 2. そのため、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6つの法律基本科目については、まず、その基礎的知識の修得と体系的理解を目的として、1年次ではこれをすべて必修とし、理論的教育を中心にした講義を基本とする科目として編成した。また、これらの法的知識をさらに深め敷衍するため、1年次から幅広い分野の基礎法学・隣接科目群を選択必修科目として配置し、その履修を通じて、汎用的で基礎的な法的学識及び理論を身につけ、法学全体の体系的な理解と視野を広げることができるように配慮している。
- 3.2年次では、1年次に引き続き、講義を基本とする科目として、行政法の基礎理論、民法IV(家族法)、応用民事訴訟法を配置するとともに、基礎的法理論の具体的事例及び実務への応用力を身につけさせるため、法律基本科目の総合演習を、20人程度の規模の授業として開講し、論理的に、自己の見解を構成する能力、相手方の見解に対し、議論の根拠を論理的に構成しそれに対して反論及び再反論する能力が修得できるように双方向・多方向授業の必修科目として位置づけた。これらは、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることを目的とするものである。また、主として2~3年次にかけて、法曹としての法律実務に関する基礎的な力を身につけさせるために、法律実務基礎科目を設定し、実務家教員が中心となって、研究者教員との連携を図りながら教育に当たっている。《別添資料1 H24 要項 P.37~》、《別添資料3 開設授業科目一覧(様式1)》参照【解釈指針2-1-1]
- 4. 以上1~3を踏まえて、「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」(平成22年9月16日)を受けて、すべての科目について、シラバスの冒頭に<授業の目的と到達目標>の項を設け、授業を通して到達すべき目標を学生に提示している。《別添資料1 H24要項 P.37~》,《別添資料7 平成23年度共通的到達目標小冊子》参照
- 5. 社会人や他学部出身者を含む多様なバックグラウンドを有する学生のニーズに対応するため、数多くの展開・先端科目を配置し、6つの履修モデルを履修上の指針として提示したうえで、学生の多様な要望にこたえることができるよう配慮している。《別添資料1 H24 要項 P.3》参照【解釈指針2-1-1-2】

- 6. 未修1年次の法律基本科目においては、法学部出身の者であっても法律に関する 十分な素養のない学生が多いことを踏まえて、講義形式の授業を基本に構成し、 導入的な内容から始めて、基礎的理論と知識を徐々に積み上げていくように工夫 している。そのため、適宜1年次授業担当者の間で授業進行等について協議を行 い、共通認識を持つように努めている。また、その内容を必要に応じて教授会や 懇談会において報告し、教員全員の意見を聴取している。《別添資料8 未修対策 ワーキンググループのまとめ》参照
- 7. 全体を通して、少人数教育による教員との双方向授業によって、教員の考え方や 問題解決における背景事情の理解を深め、豊かな人間性の涵養が図られるよう配 慮している。
- 8. 本学法学部の「コース制」は、自己の未来の職業観を持てず、人生設計を描くことのできない学生が増えてきている現状に鑑みて、大学教育の現場においてもキャリア教育が必要となってきていることを受けて導入されたものであり、将来の自己の成長のために在学中どのような科目に比重をおいて勉学すべきかのガイドラインを示し、主体的な勉学を促す狙いがある。これに対して、本法科大学院の教育課程は、法曹養成に特化した教育課程であり、法学部の教育課程とは、自ずからその目的・内容を異にするものである。《別添資料9 法学部カリキュラム関連資料》参照【解釈指針2-1-1-1】

基準2-1-2:重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3)基礎法学·隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開·先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-2に係る状況)

本法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、ビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、以下のような科目を配し、基準1-1-1で述べた「教育の理念及び目標」の達成を目指している。

(1) 法律基本科目(66 単位)

- ・公法系科目 (7科目、14 単位):「統治の基本理論」、「人権の基礎理論」、「行政 法の基礎理論」、「憲法総合演習 I (憲法訴訟論)」、「憲法総合演習 II (人権保障 論)」、「行政法総合演習 I (行政活動法)」及び「行政法総合演習 II (行政救済法)」。
- ・民事系科目(16 科目、38 単位):「民法 I (財産法システム I)」、「民法 II (財産法システム II)」、「民法 III (事務管理・不当利得・不法行為)」、「商法 II (企業組織)」、「商法 II (決済システム・企業取引)」、「民事訴訟法」、「民法 IV (家族法)」、「応用民事訴訟法」、「民事法総合演習 II (現代契約法)」、「民事法総合演習 II (不動産及び金融取引法)」、「民事法総合演習 V (民事訴訟法)」、「商法演習 I (企業

組織)」、「商法演習 II (決済システム・企業取引)」、「民事法総合演習 II (民事責任法)」、「民事法総合演習 IV (家族法)」及び「民事法総合演習 VI (民事訴訟法事例演習)」。

- ・刑事系科目 (7科目、14 単位):「刑法 I (総論)」、「刑法 II (各論)」、「刑事訴訟法 II」、「刑事法総合演習 I (刑法総論重点)」、「刑事法総合演習 II (刑法名論重点)」、「刑事法総合演習 III (刑事訴訟法重点)」。
- (2) 法律実務基礎科目(19単位)

「法情報検索」、「模擬裁判」、「法曹倫理」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」、「民事法文書作成」、「刑事法文書作成」、「ロイヤリング」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「要件事実」及び「公法系訴訟実務の基礎」。なお、「法情報検索」以外の科目は、すべて法曹の実務経験を有する者が担当している。

(3) 基礎法学・隣接科目 (14 単位)

「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「EU法」、「法と経済」及び「イギリス法」。

(4) 展開·先端科目 (72 単位)

「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「金融商品取引法」、「保険法」、「独占禁止法 I」、「独占禁止法 I」、「労働法 I (基本領域)」、「労働法 II (展開領域)」、「労働法演習」、「執行・保全法」、「倒産法 I」、「倒産法 II」、「住宅関係法(借地借家・マンション)」、「知的財産法 II (著作権法)」、「知的財産法 II (特許・実用新案法)」、「知的財産法 III (産業財産権法)」、「知的財産法演習」、「国際法」、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際民事紛争解決」、「国際私法」、「租税法 I」、「租税法 II」、「地方自治法」、「社会保障法」、「消費者法」、「医事法」、「環境問題と法 I」、「環境問題と法 II (演習)」、「国際人権法」、「刑事政策」、「刑事法特論(少年法・被害者保護法)」【隔年開講】、「刑事法特論(経済刑法)」【隔年開講】及び「法医学」。《別添資料1 H24要項 P.37~》、《別添資料3 開設授業科目一覧(様式1)》参照【解釈指針2-1-2-1】【解釈指針2-1-2-3】【解釈指針2-1-2-4】

基準2-1-3:重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準2-1-3に係る状況)

基準2-1-2で述べたように、本法科大学院ではすべての授業を法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに明確に区分しており、また、科目内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっている。

《別添資料 1 H24 要項 P. 37~》,《別添資料 3 開設授業科目一覧 (様式 1)》参照【解 积指針 2-1-3-1】

基準2-1-4:重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

基準2-1-5以下に具体的に記すように、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎 法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目群にわたって、基準2-1-5以下に示 された単位数以上の授業科目を開設している。また、上記4つの科目群のそれぞれに ついて、必修か否かの観点から、必修科目、選択必修科目、選択科目の3つの科目群に明確に区分している。そして、これら2つの観点からの科目の区分を1~3年次の学年ごとに示すことによって、未修者、既修者それぞれの学生が学年ごとに段階的に履修を積み上げていけるように、すべての授業科目を適切に配置している。

《別添資料 1 H24 要項 序文, P. 10, 37~, 282 (第3条)》, 《別添資料 3 開設授業科目一覧 (様式 1)》, 《別添資料 4 2012 入学ガイド P. 4》, 《別添資料 5 ホームページ ごあいさつ, 法科大学院の概要 (教育上の基本組織)》 参照【解釈指針 2-1-1-1】

基準 2 - 1 - 5 : 重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1)公法系科目(憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)
- 10単位
- (2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位
- (3) 刑事系科目(刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

1 2 単付

(基準2-1-5に係る状況)

- 1. 法律基本科目の必修科目として開設している科目及び単位数は、以下のとおりである。なお、現在は選択必修科目として開設している法律基本科目はない。
- (1) 公法系科目 7科目計14単位

「統治の基本理論」、「人権の基礎理論」、「行政法の基礎理論」、「憲法総合演習 I (憲法訴訟論)」、「憲法総合演習 II (人権保障論)」、「行政法総合演習 I (行政活動法)」、「行政法総合演習 II (行政救済法)」

(2) 民事系科目 14科目計34単位

「民法 I (財産法システム I)」、「民法 II (財産法システム II)」、「民法 III (事務管理・不当利得・不法行為)」、「商法 I (企業組織)」、「商法 II (決済システム・企業取引)」、「民事訴訟法」、「民法 IV (家族法)」、「応用民事訴訟法」、「民事法総合演習 I (現代契約法)」、「民事法総合演習 II (不動産及び金融取引法)」、「民事法総合演習 IV (民事訴訟法)」、「商法演習 II (決済システム・企業取引)」、「民事法総合演習 II (民事責任法)」

(3) 刑事系科目 7科目計14単位

「刑法 I (総論)」、「刑法 II (各論)」、「刑事訴訟法 II」、「刑事訴訟法 II」、「刑事法総合演習 I (刑法総論重点)」、「刑事法総合演習 II (刑法各論重点)」、「刑事法総合演習 III (刑事訴訟法重点)」

2. 以上に示したように、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれも基準2-1-5で示された標準を上回っており、これにより標準単位を超える単位数も計8単位と同基準で示された上限8単位の範囲内に収まっている。なお、以上のほか、選択科目の法律基本科目として、民事法総合演習IV(家族法)、民事法総合演習VI(民事訴訟法事例演習)各2単位を開設している。また、法学未修者1年次に対する必修単位の上乗せは行っていない。

《別添資料 1 H24 要項 P. 10, 37~》、《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1)》参照

基準2-1-6:重点基準

- (1)基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲 げる授業科目が必修科目として開設されていること。
 - ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科 目(2単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務 の基礎を内容とする授業科目(2単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容 とする授業科目(2単位)
- (2)(1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目 その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容 を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされている こと。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

- ウ クリニック
 - (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
 - (行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公 法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を 意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、 技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に 理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教 育内容)
- (3)(1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目 として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法 曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4)次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の 学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技 法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴 状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等に より修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

- 1. 法律実務基礎科目として開設している科目は、以下のとおりである。
- (1) 必修科目 4科目計8単位
 - 「模擬裁判」、「法曹倫理」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」(各2単位)
- (2)選択必修科目 3科目から2科目計2単位選択必修「クリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(各1単位)
- (3) 選択科目

「法情報検索」(1単位)、「民事法文書作成」(2単位)、「刑事法文書作成」(2 単位)、「要件事実」(2単位)、「公法系訴訟実務の基礎」(1単位)

- 2. 上記科目を踏まえて基準2-1-6を検討すると、以下のとおりである。
- (1) 基準2-1-6 (1) のア、イ、ウに相当する科目は、「法曹倫理」、「民事実務 演習」、「刑事実務演習」(各2単位) である。
- (2)上記のほか、模擬裁判が2単位必修とされているのに加え、「クリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(各1単位)の3科目からから2科目(計2単位)が選択必修とされ、基準2-1-6(2)の4単位必修又は選択必修の基準を満たしている。なお、「公法系訴訟実務の基礎」(1単位)は、選択科目として開設している。
- (3) 基準2-1-6 (3) については「法曹倫理」(2単位)として開設し、弁護士倫理だけでなく、裁判官及び検察官倫理に関する内容を含めた授業を実施しているほか、他の授業科目においても、法曹倫理に留意した授業が行われている。例えば、エクスターンシップにおいては、各弁護士事務所等へ配属決定の際に、守秘義務、文書管理の重要性を指導している他、「民事実務」、「刑事実務」等においても、受任から手続きにおける各段階での法曹としての義務、倫理について、勿論言及のうえ授業を進めている。
- (4)基準2-1-6(4)アの法情報調査について、平成 23 年度以降、未修者に対 する導入授業において、法学入門として「法律の構造と裁判の仕組み」及び「判 例とその読み方」の講義を2コマ開講し(1コマ3時間)、法律を初めて学ぶ 学生たちに対して、法情報調査の基礎を講義している。そこでは、我が国の法 律の構造(官報や法令全書が原本になること、また改正法は「改め文」の形式 で立法されることなど)や六法の構造(六法はどのようにして編集されている のか等)、法律の読み方や法律の探し方を講義するとともに、裁判の基本構造 についても、判例の持つ意味を確認するに必要な限度で講義している。その上 で、実際の判例を複数取り上げ、法律実務家は判例をどのようにして読み込ん でいるのかを判決文を確認しながら講義している。さらに判例としての位置付 けを確認するためには、最高裁判所調査官解説がどのような意味を持つのか、 また判例の探し方についても、公式判例集のみならず民間の判例雑誌も実際に 取り上げ、法律実務家として欠くことのできないノウハウを、入学前に講義し ている。入学後においては、既修者も含め、授業科目として「法情報検索」(1 単位)を配置し、法情報調査の指導を行っている。当該授業科目の指導内容に ついては、添付のシラバスを参照されたい。もっとも、本科目は選択科目であ るため、これを履修しない学生に対しては、新入生全員を対象として、図書館 が開催する「情報検索講習会」の受講を指示するとともに、演習科目等におい て、適宜、課題に必要な法情報調査についての説明を行っている。例えば、課 題の際、参照すべき判例や文献について指示を出し、学生は、その指示に基づ き、対象判例・文献を探し出し、授業に臨む必要があるが、その際、必要に応 じて、検索方法について言及している。また、イの法文書作成については、授 業科目として「民事法文書作成」と「刑事法文書作成」を開設するほか、必修 科目の「民事法総合演習V(民事訴訟法)」において、訴状、答弁書、原告準

備書面、被告準備書面、和解条項及び判決を実際に起案させている。同じく必修科目の「刑事実務演習」においても、起訴状、論告要旨、弁論要旨及び判決を起案させるなど、法文書作成を取り込んだ授業が行われている。

3. 刑事実務については、刑事法演習においても、一部実務家が担当していることから、その講義実施の打ち合わせの際、十分に、研究者教員と実務家教員が協議をすることをして連携が図られている。また、民事実務については、要件事実・民事実務の講義等を、研究者教員に開示し、研究者教員から意見を求めて、講義内容を改善している。

《別添資料 1 H24 要項 P. 10, 37~》,《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1)》,《別添資料 10 法情報檢索関連資料》参照【解釈指針 2-1-6-1】

基準2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-7に係る状況)

基準 2-1-2 で示したように、基礎法学・隣接科目として、「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「E U 法」、「法と経済」、「イギリス法」(各 2 単位)の計 7 科目を開設しており、このうち 2 科目 4 単位以上を選択必修としているので、基準 2-1-7 を満たしている。

《別添資料 1 H24 要項 P. 10, 37~》,《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1)》参照

基準2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の 養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-8に係る状況)

基準2-1-2で示したように、展開・先端科目として、「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「金融商品取引法」、「保険法」、「独占禁止法I」、「独占禁止法II」、「労働法I(基本領域)」、「労働法II(展開領域)」、「労働法演習」、「執行・保全法」、「倒産法II」、「伊産法II」、「住宅関係法(借地借家・マンション)」、「知的財産法II(著作権法)」、「知的財産法II(特許・実用新案法)」、「知的財産法III(産業財産権法)」、「知的財産法演習」、「国際法」、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際民事紛争解決」、「国際私法」、「租税法I」、「租税法II」、「地方自治法」、「社会保障法」、「消費者法」、「医事法」、「環境問題と法I」、「環境問題と法II(演習)」、「国際人権法」、「刑事政策」、「刑事法特論(少年法・被害者保護法)」【隔年開講】、「刑事法特論(経済刑法)」【隔年開講】、「法医学」の36科目、72単位を開設しており、このうち6科目、12単位以上を選択必修としているので、基準2-1-8を満たしている。《別添資料1H24要項P.10,37~》、《別添資料3開設授業科目一覧(様式1)》参照

基準 2 - 1 - 9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

大学設置基準第21条から23条に則し、1セメスターにおいて90分(2時間)授業を15週開講して、講義科目及び演習科目については2単位とし、「法情報検索」、

「クリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「公法系訴訟実務の基礎」については各1単位としている。年度を前期、後期に分けた2セメスター制を採用しており、定期試験の期間を除いた授業期間30週を厳格に確保している。例えば祝日により休みとなる月曜日等は、当該日の祝日に授業を行い、他の曜日を振替休日にするなどして授業日数を確保している。休講は、可能な限り避けるようにしているが、やむを得ず休講する場合には、学生との話し合いのもとで出来るだけ直後に補講を行い、教育効果に影響しないよう配慮している。

《別添資料 1 H24 要項 P. 37~》,《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1)》,《別添資料 11 平成 23·24 年度法科大学院授業時間割》,《別添資料 12 平成 23 年度法科大学院補講実施状況一覧》,《別添資料 13 平成 23·24 年度法科大学院学事曆》参照

2 特長及び課題等

特長

- 1. 法律基本科目について、1年次(法学未修者)に講義を中心にして基礎理論の確実な理解を得たうえで、2年次(法学未修者・法学既修者)において、少人数の演習形式の双方向授業によって1年次で修得した基礎理論をさらに深め、具体的場面にそれを適用し問題の解決を図る教育が実務家教員と研究者教員の相互協力のもとに体系的に行われている。
- 2. 数多くの展開・先端科目を配置し、学生の多様な要求に応じた履修ができるように 配慮している。また、個々の学生が自己の関心に応じた体系的な履修が確保される ように、6つの履修モデル(民事、刑事、企業法務、知的財産法務、渉外法務、コ ミュニティサービス)を設け、学生の履修上の指針としている。
- 3. とくに、知的財産法務履修モデルにおいては、「知的財産法 I (著作権法)」、「知的財産法 II (特許・実用新案法)」、「知的財産法 III (産業財産権法)」の他、演習形式の科目として「知的財産法演習」(平成 24 年度から従来の「知的財産法 IV (侵害訴訟)」に代えて開設)を設け、近時重要性を増しつつある知的財産法分野の充実を図っている。
- 4. 法律実務基礎科目については、弁護士・検察官・裁判官の経験をもつ教員が授業を行い、実務への適用能力の修得を目指している。また、本法科大学院棟の1階には、弁護士教員を中心にした法律事務所が開設されており、エクスターンシップ、クリニック等を通じて、弁護士実務の実態に接することも容易になっている。さらに、模擬裁判の授業の充実に資するため、設備の整った法廷教室を設けている。なお、前回の自己評価報告書で「改善を要する点」としてあげていた要件事実と法文書作成に関する科目の手薄さについては、その後「要件事実」(平成 19 年度開設)、「民事法文書作成」(平成 24 年度開設)、「刑事法文書作成」(平成 23 年度廃止)、「民事法文書作成」(平成 24 年度開設)、「刑事法文書作成」(平成 20 年度開設) を授業科目として、平成23 年度から「公法系訴訟実務の基礎」を新たに開設した(最初の開講は平成24 年度)。これらの授業科目の新設は、法律実務基礎科目の10 単位必修・選択必修化と相まって、法律実務基礎科目の教育の改善に寄与している。
- 5. 基礎法学・隣接科目についても、基礎法、法制史、EU法など従来の科目に加え、 平成24年度からは外国法の一環として新たに「イギリス法」を開設し、それぞれの 科目にふさわしい専門家教員による授業を進めている。

課題

一発足時点では、法律基本科目のうち公法系の演習科目が4科目(8単位)の中から2科目(4単位)選択必修とされていたが、公法系教育の充実を目的として4科目(8単位)すべてを必修に改定したほか、必修科目として「応用民事訴訟法」を新設するなど、全体として法律基本科目の拡充と充実が図られた。その半面で、法律基本科目以外の科目の必要修得単位数が修了要件単位数の3分の1をかろうじて上回るにとどまるととも

に、学生が修了要件単位数の範囲内で自らの選択に基づいて履修できる単位数が以前よりも減少しており、この点にどのように対応していくかが今後の課題である。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

必修の法律基本科目については、再履修の者を加えても 30 人は超えないようにして、少人数教育を確保している。ただし、「行政法の基礎理論」と「民法 \mathbb{N} (家族法)」は 2 年次配当の未修・既修合同授業を 1 展開で開講としているため、40 名程度の履修者数となっている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各 1 展開のため、選択する学生が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1)》,《別添資料 14 平成 20~23 年度授業科目履修者数一覧》参照【解釈指針 3-1-1-1】【解釈指針 3-1-1-2】

なお、学則上容認している科目等履修生の入学許可については、現時点で予定していない。学則第 51 条に規定する特別聴講生(本法科大学院以外の者)についても、授業運営の状況が把握できるまでは入学許可は予定していない。また、他専攻等の学生が本法科大学院の授業を履修することについても、制度上認めていない。《別添資料1 H24 要項 P.286(第 50 条,第 51 条)》、《別添資料3 開設授業科目一覧(様式1)》参照【解釈指針3-1-1-3】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目は 20 人を基準にクラス編成をしている (解釈指針 3-1-2-1 については非該当)。

《別添資料 3 開設授業科目一覧 (様式 1)》,《別添資料 14 平成 $20\sim23$ 年度授業科目履修者数一覧》参照【解釈指針 3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

- 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

(1)専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること

- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1. 1年次(未修者)においては、未修者の特性を考慮して、1年間で、法律基本科目の体系的理解を得させるため、講義形式の授業を基本としているが、随時基本的事項について発問し、学生の理解度を確認しながら進行することにしている。また、レポート、小テストを課すことによって、講義内容を十分に修得しているか否かを確認している。現状では、少人数の授業編成のため、これらの措置を通して履修者全員の学習状況と理解度を確認しながら授業を進めることが可能となっている。さらに、セメスターの終了時には120分の記述式の筆記試験を行い、成績評価と合せて、文章構成能力や表現能力が備わっているか否かを確認することにしている。

2年次以降は、未修者と既修者を混合し、法律基本科目の演習科目を必修として、あらかじめ示した課題について、教員と学生の間及び学生相互の間で議論を行うことを主体とした授業を展開している。また、レポート、小テストを織り込み、前述した文章構成能力等について逐次点検・確認しながら授業を進行している。

《別添資料 1 H24 要項 P.15,37~》,《別添資料 8 未修対策ワーキンググループのまとめ》参照【解釈指針 3-2-1-1】【解釈指針 3-2-1-2】【解釈指針 3-2-1-4】

- 2. クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③ローファームで行われた法律相談、④ローファームへの立入り、等の機会を通して知り得た事項について、理由と方法の如何を問わず第三者に対して伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から徴求している。また、エクスターンシップにおいては、担当教員が、単位認定の責任者となり、研修先の実務指導者と連携して、研修学生を適切に指導監督している。さらに、当然のことながら、研修学生には、研修先からの報酬を受け取ってはならない旨の指導を徹底して行っている。なお、評価については、研修担当弁護士の評価を80%、出席・起案状況等を20%の評価基準としている。この研修担当弁護士への評価の依頼については、事前にシラバスを送付し、授業内容の理解を求めた上で行われており、結果が満点であった場合には80点以上を、平均が4以上であれば75点を基本とし、平均が4を下回った場合には70点を配点している。《別添資料1 H24 要項 P.37~》、《別添資料 15 エクスターンシップ・クリニック関連資料》参照【解釈指針3-2-1-5】
- 3.1年間の授業計画は、毎年4月に配布している法科大学院要項に各授業科目のシラバスを掲載し、授業内容、成績評価の基準と方法を具体的に明示している。また、平成24年度からは、全科目について、シラバスの冒頭に新たに<授業の目標及び到達目標>の項を設け、授業を通して到達すべき目標を学生に提示している。なお、使用教材は、あらかじめ要項で提示するか、または各授業担当者が自ら作成の上事前に配布している。
- 4. 各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材を指示するとともに、検討課題や授業内容を示した資料をあらかじめ配布し予習を促すことにしている。複数展開の科目については、教材や課題について担当者間の連絡を密にし、相互の均衡を図ることにしている。法律基本科目の演習においては、予め課題を提示し、それについて事前に受講生が十分に予習してきたうえで、教員と学生間及び学生相互間の討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業を進めている。また、時間の制約上授業でとりあげることのできない項目については、シラバス

の<授業の目標及び到達目標>を踏まえて、学生が自習するよう指示し、そのための助言・指導を継続的に行っている(具体的には、当該項目についてのレポートと解説、レジュメの配布、文献の提示など)。

5. 学生の自習時間を確保できるように時間割編成に配慮するとともに、授業の合間 にも十分な予習復習ができるように法科大学院棟内に自習室及び図書館を設置 している。

《別添資料1 H24 要項 P.37~》,《別添資料7 平成23 年度共通的到達目標小冊子》,《別添資料11 平成23・24 年度法科大学院授業時間割》,《別添資料16 神田8号館建物面積明細表》,《別添資料17 神田8号館1階~8階見取り図》,《別添資料18 法科大学院(8号館)設備及び機器一覧》,《別添資料19 図書館案内》,《別添資料20 図書館利用案内》,《別添資料21 予習指示関連資料》参照【解釈指針3-2-1-6】

- 6. 平成 23 年度及び平成 24 年度は講義科目の集中講義は開講していない。 《別添資料 11 平成 23・24 年度法科大学院授業時間割》参照【解釈指針 3 - 2 - 1 - 7】
- 3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1:重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することの できる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

各年次における履修科目として登録することのできる単位数は、1年次35単位、2年次36単位、最終年次は44単位を上限とし、それ以上の履修は認めていない。その中には集中授業科目及び再履修科目(原級留置となった場合の再履修科目や進級後のすべての再履修科目を含む)の単位も含めている。また、他の大学院の授業科目の履修(学則第34条に規定)を認めた単位に関しても、上限単位に含めることとしている。なお、本法科大学院においては、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修確保のための履修単位増加措置は採用しておらず、長期履修制度(学則第21条に規定)に関しても、過去に当該制度の適用を申し出た者は存在していない。《別添資料1 H24要項 P.10,284(第21条),285(第34条)》参照【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】【解釈指針3-3-1-3】【解釈指針3-3

|2 特長及び課題等|

-1-4

特長

- 1. 法律基本科目の授業では、一部の科目を除いて、それぞれ少人数のクラスで個々の学生との質疑応答が可能であるので、理論と知識を深めながら、思考力、分析力、表現力を向上させ、双方向・多方向の授業をとおして「議論による問題解決能力」を身につけるための教育に力を入れている。また、課題についてレポートや、訴訟上の書面等の起案を課して、文章表現力を養成するための授業運営も行っている。レポート等については、添削、授業における講評、オフィスアワーでの個別指導など、多様な方法を通して評価内容の学生へのフィードバックを実施している。
- 2. 時間割編成においては、同一時間帯における一定の科目の重複は避けられないものの、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を始めとする選択必修科目・選択科目については、学生の要求に応じて、必修科目のクラス指定を弾力的に運用するなどして、できるだけ必修科目と過度に重ならないように工夫をしている。また、学習を効果的に進めるため、日常的に予習復習の内容を指示するとともに、法科大学院棟

内に自習室や図書館など必要な施設を整備し、授業の合間を含めた自習の実があがるように配慮している。

課題

- 1. 前回の自己評価書では、既修者を対象とする一部の科目の履修者数の多さを「改善を要する点」としてあげていたが、現在においても、一部の科目において履修者数が40名を少し超える傾向が見られる。いずれも、解釈指針3-1-2-1に言う75名以内であって基準3-1-2の「標準」の範囲内に収まっており、また授業上も特に支障はないが、今後とも可能な範囲で改善策を検討していきたい。
- 2. 平成 23 年度は法学未修者に留年者が多く出るとともに、法学既修者で修了要件を満たすことができず修了できなかった学生が少なくなかった。こうした現状を踏まえて、少人数教育のメリットを活かして、個々の学生の学習状況に即したきめ細かい教育と指導にさらに力を入れる必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1:重点基準

学修の成果に係る評価(以下「成績評価」という。)が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4)期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5)再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

(基準4-1-1に係る状況)

1. 各科目の到達目標をシラバスの冒頭に明示したうえで、それを踏まえた成績評価の基準を、科目ごとに、①面談(質疑応答・口頭試問を含む)、②宿題(予習・復習・レポート)、③試験結果(小テスト・中間テスト・期末試験)の配点の割合を示す形によってシラバスで予告している。

成績評価に当たっては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取組みの程度と理解の程度の双方を適宜評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果を最も大きい比重で評価している。

採点方針は、次のとおりである。

- ・優秀と認められるものについては、その内容に応じて、B 評価(84~80 点)以上とする。ただし、その上限は概ね B+評価(89~85 点)とし、特に優れているものについてのみ A 評価(100~90 点)とする。
- ・良好な水準に達していると認められるものについては、その内容に応じ C+ 評価 $(79\sim75\,\mathrm{\AA})$ 又は C 評価 $(74\sim70\,\mathrm{\AA})$ とする。
- ・一応の水準に達していると認められるものについては、その内容に応じ D+ 評価 $(69\sim65\,\text{点})$ 又は D 評価 $(64\sim60\,\text{点})$ とする。
- ・上記のもの以外については、F評価(59点以下)とする。

成績評価は、各授業担当者による絶対評価としているが、得点分布の目安として、A評価5%以下、B+評価及びB評価30%程度、C+評価及びC評価40%程度という指標を設定し、各授業科目担当者に徹底するようにしている。

また、中教審報告を受けて、一層の成績評価の厳格化を期するため、平成 21 年度から、全教員に対して、厳格な成績評価を要請する文書を配布している。なお、筆記試験採点の際の匿名性が確保されるよう学籍番号、氏名欄を覆い隠した 答案綴りを作製している。

《別添資料 1 H24 要項 P. 23, 37~》,《別添資料 7 平成 23 年度共通的到達目標小冊子》,《別添資料 22 成績評価に関する教員への依頼文書》参照【解釈指針 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2

2. 期末試験の結果の学生に対する講評・説明については、毎回の試験ごとに、教務委員長が全教員に要請を行い、それに基づき、各教員が各種の方法によって講評・説明を行っている。学生が評価内容の詳細を確認したい場合は、各授業担当教員に直接面談し、説明を求めることを奨励している。成績結果に納得がいかない場合やシラバスに明示されたとおりの方法で評価が行われていないなどの不満がある場合は、教務委員会に検討を求めることができるものとしており、それを受けて、教務委員会が検討し適切な是正を求めうるものとしている。

成績評価については、セメスターごとに、次のセメスターが始まる前に学生に通知し、希望者には、オフィスアワー等を通して、各教員が答案を明示して評価の根拠を示している。また、学内掲示板及び学内ポータルサイトにセメスターごとの全体のGPA分布状況を掲示し、学生が全体の中でどこに位置しているのか確認できるようにするとともに、成績不良者については、クラス面談の際に担任が個別の指導を行っている。

成績分布に関しては、資料作成後、各教員に配布するとともに、学生に対しては、法律基本科目は掲示し、それ以外の科目は所定の手続きを経て個別に閲覧できるようにしている。また、成績評価の基準については、各授業担当者が、成績結果に関する講評とともに掲示をし、或いは学生の要請に基づきオフィスアワーで説明するなど、学生に告知するための方策を講じている。

- 3. 各教員の成績評価の分散度については、一覧表にして、教授会及び授業担当者に 公開し、バランスのとれた適切な評価を行うよう求めている。
 - 《別添資料 1 H24 要項 P.24 (GPA 算出方法)》,《別添資料 2 平成 23 年度開講科目成績集計表(成績分布データ)》,《別添資料 22 成績評価に関する教員への依頼文書》参照【解釈指針 4-1-1-3】【解釈指針 4-1-1-4】
- 4. 期末試験は、2週間の試験期間を設け、各科目 120 分の試験時間をとり、厳格に 筆記試験を実施している。学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人 1日2科目以下の受験となるように配慮している。単位未修得者への再試験は実 施していない。また、専修大学法科大学院試験規程第2条2項に基づき、厳格な 要件の下に前期試験・後期試験と異なる内容の追試験を実施している。

《資料 1 専修大学法科大学院試験規程第 2 条 2 項及び第 10 条 3 項》,《別添資料 1 H24 要項 P. 21, 22》,《別添資料 23 定期試験実施関連資料》参照【解釈指針 4 -1-1-5】

【資料1】

専修大学法科大学院試験規程第2条2項 及び 第10条3項

第2条2項

次に掲げる事由により、前項第1号(前期試験)及び第2号(後期試験)に 定める試験が受験できなかった者に対しては、その申し出により、その試験に 代わる試験(追試験)を実施する。

- (1) 天災その他の災害
- (2) 二親等内の親族の危篤又は死亡
- (3) 受験を著しく困難とする一時的な疾病又は傷害
- (4) 交通機関の事故
- (5) その他法科大学院長がやむを得ないと認めた事由

第10条3項

第5号の規定により追試験を受験しようとする者は、本試験を欠席する旨を、特別の事情がある場合を除いてその日の試験開始前までに、法科大学院事務課に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた法科大学院事務課は、試験委員に対してその旨を伝えるものとする。

基準 4 - 1 - 2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

1. 成績評価及び修了認定の厳格性を確保し、段階的履修をさらに実効的なものとするため、平成 23 年度より進級制を採用した(解釈指針 4-1-2-3 については非該当)。その内容は、以下のとおりである。

(1) 未修者

ア 1年次から2年次への進級要件

1年次から2年次へ進級するための要件は、①各セメスター(第1・第2セメスター)の履修登録時に1年次配当の法律基本科目をすべて履修登録すること、②第2セメスター終了時に第1セメスターと第2セメスター通算の履修科目のGPAが2.00以上であること、の2点であり、上記①及び②の要件を満たさない場合は2年次に進級できず、留年となる。

留年した場合、当該年度に修得したと認められる科目は、選択必修の基礎法学・隣接科目及び選択の実務基礎科目に限られ、1年次に配当されている法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければならない。再履修後は、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、成績評価が異なる場合は、より良好な成績を当該科目の成績とし、成績評価が同じ場合は、再履修後の成績を当該科目の成績として、進級要件の判定を行う。

イ 2年次から3年次への進級要件

2年次から3年次へ進級するための要件は、①各セメスター(第3・第4セメスター)の履修登録時に2年次配当の法律基本科目をすべて履修登録すること。第4セメスター終了時に、第1セメスターから第4セメスター通算の履修科目のGPAが2.00以上であること、の2点であり、上記①及び②を満たさない場合は3年次に進級できず、留年となる。

留年した場合は、当該年度に修得したと認められる科目は、必修の実務基礎科目、選択必修の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目及び選択の法律基本科目及び実務基礎科目に限られ、2年次に配当されている必修の法律基本科目はすべて再履修しなければならない。再履修後は、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、成績評価が異なる場合は、より良好な成績を当該科目の成績とし、成績評価が同じ場合は、再履修後の成績を当該科目の成績として、進級要件の判定を行う。

ウ 退学要件

1年次と2年次について、休学期間を除き、同一年次に2年を超えて留まる ことはできず、在学年数満了により退学となる。3年次以降は、退学要件はない。

(2) 既修者

2年次から3年次への進級要件

2年次から3年次へ進級するための要件は、①各セメスター(第3・第4セメスター)の履修登録時に2年次配当の法律基本科目をすべて履修登録すること、②第4セメスター終了時に、第3セメスターから第4セメスター通算の履修科目のGPAが2.00以上であること、の2点であり、上記①及び②を満たさない場合は3年次に進級できず、留年となる。

留年した場合は、当該年度に修得したと認められる科目は、必修の実務基礎科目、選択必修の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目及び選択の法律基本科目及び実務基礎科目に限られ、2年次に配当されている必修の法律基本科目はすべて再履修しなければならない。再履修後は、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、成績評価が異なる場合は、より良好な成績を当該科目

の成績とし、成績評価が同じ場合は、再履修後の成績を当該科目の成績として、 進級要件の判定を行う。

イ 退学要件

2年次について、休学期間を除き、同一年次に2年を超えて留まることはできず、在学年数満了により退学となる。3年次以降は、退学要件はない。

2.新入生ガイダンス及び法科大学院要項を通じて、進級要件や原級留置の取扱い等、制度内容の周知を図るとともに、クラス面談などにおいても個々の学生に対し十分な説明、注意喚起を行っている。また、原級留置が確定した学生に対しては、留年者ガイダンスを実施し、当制度の趣旨に基づいた履修指導を徹底して行っている。

《別添資料 1 H24 要項 P. 10, 24 (GPA 算出方法), 283 (第 19 条の 2, 第 19 条の 3, 第 19 条の 4, 第 19 条の 5)》, 《別添資料 67 留年者説明会資料》参照【解釈指針 4-1-2-3】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1:重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1)3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。) において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超 えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得 したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に 大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによ る単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えて みなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授 業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得

したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2)次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに 定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目8 単位イ 民事系科目2 4 単位ウ 刑事系科目1 0 単位エ 法律実務基礎科目1 0 単位オ 基礎法学・隣接科目4 単位カ 展開・先端科目1 2 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上 修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数 については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

- 1. 本法科大学院では、3年以上在籍し、100単位以上(平成23年度以降)の単位を修得していることを修了要件としている。この場合において、次に掲げる取扱いをしている。
 - ア 教育上有益であるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - イ 法学未修者に限り、入学前に他の大学院又は海外の大学院において履修した 授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。) を、アによる単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で、本法科大学院にお ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - ウ 法学既修者については、30 単位を既に修得したものとみなし、2年以上在籍 し、70 単位以上(平成 23 年度以降)の単位を修得していることを修了要件 としている(解釈指針 4-2-1-1 については非該当)。
- 2. 本法科大学院では、既修者は2年次に編入し、1年次の必修科目のうち 30 単位 を履修したものとみなしている。平成 23 年度以降入学者における、それぞれの 修得すべき単位の内訳は次のようになっている。
 - ·未修者(修業年限3年)【平成23年度以降入学者】

ア公法系科目14 単位イ民事系科目34 単位ウ刑事系科目14 単位エ法律実務基礎科目10 単位オ基礎法学・隣接科目4 単位カ展開・先端科目12 単位

- ※アからカまでに定める単位数の他に、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎 法学・隣接科目、展開・先端科目から 12 単位を修得しなければならない。
- ・既修者(修業年限2年)【平成23年度以降入学者】

ア 公法系科目

10 単位

イ 民事系科目16 単位ウ 刑事系科目6 単位エ 法律実務基礎科目10 単位オ 基礎法学・隣接科目4 単位カ 展開・先端科目12 単位

※アからカまでに定める単位数の他に、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎 法学・隣接科目、展開・先端科目から 12 単位を修得しなければならない。

- 3. 法学未修者、法学既修者共に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・ 先端科目から、計 34 単位以上を修得することとしているため、法律基本科目以 外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得することとなる。
- 4. 修了判定においては、法学未修者、法学既修者共に上記の単位の修得に加え、在 学期間通算の GPA が 2.00 以上であることを修了要件としている。
- 5. 入学前の既修得単位等の認定については、学則第 35 条に基づいて、既修者学生を除いた学生がその対象となっている。現時点において本規定が適用された学生は出ていないが、その適用に際しては、教務委員会で審議し教授会で決定する手続きを経て厳格に行うこととしている。入学前の既修得単位は、当該修得科目の内容を審査した上で、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群の科目としてのみ認定することとしている(第 26 回教育方針・方法、シラバス、成績評価、教材作り分科会責任者会議(平成 16 年 2 月 3 日開催)にて決定)。

《別添資料 1 H24 要項 P. 10, 24 (GPA 算出方法), 283 (第 19 条), 285 (第 34 条, 第 35 条), 《別添資料 24 第 26 回教育方針・方法、シラバス、成績評価、教材作り分科会責任者会議資料》参照【解釈指針 4-2-1-1】【解釈指針 4-2-1-2】

基準 4 - 2 - 2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

基準 4-2-1 で述べたように、修了に必要な修得単位数は 100 単位であり、基準 4-2-2 を満たしている。なお、前述の通り、本法科大学院においては、法学未修者 1 年次における法律基本科目の基礎的な学修確保のための履修単位増加措置は採用していない。

《別添資料 1 H24 要項 P.10》参照

4-3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4-3-1に係る状況)

1. 法学既修者としての認定に当たっては、入学者選抜試験において本法科大学院独自の法律科目試験を実施している。試験は、平成23年度以降、憲法・民法・刑法の3科目について、論文式試験を課し、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目については、短答式試験を課している。また、すべての試験科目に基準点を設けることによって、厳格な認定を行っている。当該試験においては、法学部卒業程度の学力を備えているかを判定基準として、十分にその学力があると思われる

者を合格としている。したがって、試験を課した憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法律基本科目については、基本的な学力を備えていることを前提として、1年次配当の必修科目である 30 単位を一括して履修免除するものとしている。

《別添資料 1 H24 要項 P. 15, 283 (第 19 条第 2 号), 284 (第 25 条第 2 号)》, 《別添資料 5 ホームページ 入学者選抜試験概要》, 《別添資料 25 平成 23·24 年度 入学者選抜試験問題・解答用紙》, 《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P. 9》参照【解釈指針 4-3-1-2】【解釈指針 4-3-1-3】【解釈指針 4-3-1-6】

2. 上記の法学既修者認定における、公平性・開放性・多様性の確保の観点による具体的なプロセスとしては以下の点があげられる。まず、志願者を募集する段階では、全国からの志願者を求めるため、説明会や資料配布を各地で行い、出身大学が専修大学に偏らないように心がけている。選抜に際しては、志願者の学歴、職歴、社会活動、資格等を客観的な基準で評価することとし(最高 50 点)、その評価項目を募集要項に明記している。以上の措置を通して、選抜過程において「開放性」と「多様性」が確保されるように工夫がなされている。

また、「公平性」の面では、筆記試験において、出題者を一切非公表とし、出題に際しては、各出題領域に関する2名の出題者の合意をもって決定される体制としている。さらに、採点に際しては、匿名性が厳格に確保されるよう受験番号・氏名欄を覆い隠した答案綴りを行うことにより、本学出身受験者と他大学出身受験者との公平さを図っている。なお、面接試験においても、面接担当者と密接に関係する学生がいないことを確認のうえ、面接を実施するなど、「公平性」の確保に努めている。

《別添資料 5 ホームページ 入学者選抜試験概要》、《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.5,6,9》、《別添資料 27 平成 23 年度法科大学院説明会(学外開催分含む)スケジュール表》参照【解釈指針 4-3-1-1】【解釈指針 4-3-1-1】

3. 財団法人日弁連法務研究財団が実施する「法学既修者試験」については、受験することが好ましい旨公表している。したがって、既修者を選抜する際に、任意に提出された試験結果を、当該年度の平均点を参考にした独自の換算表に基づいて、科目ごとに一定レベル以上の得点者について点数を加点する方式を採用している。

《別添資料 5 ホームページ FAQ (Q&A13)》、《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.4》参照【解釈指針 4-3-1-5】

2 特長及び課題等

特長

- 1. 教授会を始めさまざまな機会をとおして、厳格な成績評価のあり方について議論を継続している。平成 21 年度からは、成績評価に当たる全教員に対して、厳格な成績評価を要請する教務委員長名の要請を行い一定の成果を得つつあったが、平成 23 年度からは新たに進級制を導入し、成績評価の一層の厳格化と段階的履修による学習効果の向上を図った。
- 2. 法学既修者の認定に当たっては、法律科目試験に基準点を設けるなど、厳格に判定を行っている。また、入学試験における公平性の面においても、大学での成績、社会経験、保有する各種資格など、書類審査において評価の対象となる項目は募集要項に明示し、筆記試験の採点にあたっては、個人の識別ができないよう、厳重に管理するなど様々な措置を施している。本学学部出身者についても、奨学金を特設す

る以外は、優遇を図っていない。

課題

- 1. 進級制を導入した最初の年である平成23年度は、法学既修者2年次の留年は少なかったが、法学未修者1年次の留年が多く出る結果となった。このことは、厳格な成績評価の結果と評価することができるが、留年した学生に対して、再度の留年を避けるために、授業やクラス面談を通していかにきめ細かい教育と指導を行っていくかが今後の課題である。
- 2. 成績評価に当たっては、絶対評価を前提としたうえで、得点分布の目安を設定して 科目間の成績評価の結果が大きく食い違わないようにしているが、なかには得点分 布の目安からかなり乖離する科目が一部に見られる。科目の性質、受講者数の違い などにより一概に不合理と言えない面もあるが、セメスターごとに、当該セメスタ 一の成績評価の状況を踏まえて、科目間の成績結果の分布に過度の不均衡がないか どうか点検していく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続 的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 実施体制

本法科大学院は、学部とは別に「FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委 員会」を独自に設置している (構成員は法科大学院の専任教員、任期1年)。同 委員会のもと、教員の教育内容・方法改善に向けての研究会を定期的に開催して いる。また学内研修会として最新の国内判例・外国(欧米)判例及び学説の新展 開に関する研究会を開き、教育内容における「理論と実務の架け橋」を常に意識 しているとともに、学内・学外の講師による講演会を開き、法科大学院における 教育内容並びに方法や、海外における法曹養成制度について学ぶ機会を設けてい る。学外研修会についても、各教員へ直接の参加を促すとともに、参加者にその 研修内容を教授会に報告させている。さらに学期ごとに学生による授業改善アン ケートを実施し、そこで明らかとなった問題点や改善点については、教授会へ報 告するとともに適切な対応を可能な限り速やかに行っている。なお上記研究会資 料や学生アンケートなどの資料に加え、授業において利用された教材や配付資料 などについても、すべて同委員会において組織的に収集管理している。《別添資 料 1 H24 要項 P. 284 (第 30 条)》,《別添資料 28 専修大学法科大学院ファカルテ ィ・ディベロップメント規程》、《別添資料 29 FD に関する委員会や講演会等に関 する資料》、《別添資料30平成23年度法科大学院授業改善アンケート集計結果》、 《別添資料 31 平成 23 年度教授会議事録》,《別添資料 32 平成 22・23 年度出題 依頼文(裏面)》参照【解釈指針5-1-1-4】

2. 教育の内容及び方法の改善

- (1)科目区分を明確に意識した上で、授業目的と到達目標を明記した詳細なシラバスを作成するとともに、毎学期開始前に必要な予習内容等を明確に指示している。研究者教員と実務家教員による共同授業に加え、実務教育科目についても研究者教員が協力し、理論と実務の架橋をはかる授業内容を実施している。
- (2) 法学未修者の授業内容理解度についての問題点を検討するため、平成 23 年度に、未修者の講義担当者を中心として「未修対策ワーキンググループ」を設け、各教員の担当する授業科目内容や定期試験問題などについて相互に検討した。途中経過も含めその検討結果はすべて教授会に報告しており、これをもとに各教員が自分の担当する授業内容の改善に取り組んでいる。
- (3) すべての科目で少人数教育を徹底し、適切な規模の教室や演習室を利用することにより双方向・多方向の密度の高い教育を実施している。教員相互による授業参観を組織的に行い、他の教員の教育上の工夫を参考にすることによって、自己の教育方法の改善に資することができるようになっている。
- (4) すべての科目試験で厳格な成績評価を実施している。そのための FD 委員会主催による研究会も開催し、また毎期の試験実施にあたっては、厳格な成績評価実施に向けての指針と参考資料をすべての試験科目担当教員に配布している。《別添資料1 H24 要項 P.37~》、《別添資料3 開設授業科目一覧(様式1)》、《別添資料8 未修対策ワーキンググループのまとめ》、《別添資料21 予習指示関連資料》、《別添資料22 成績評価に関する教員への依頼文書》、《別添資料29 FD に関する委員会や講演会等に関する資料》、《別添資料31 平成23年度教授会議事録》、

《別添資料 33 教員間授業参観関連資料》参照【解釈指針 5-1-1-1】

- 3. 学内における組織的・継続的な教員研修
- (1) 毎年、FD 委員会主催により、教育内容・方法の改善を図るための学内研究会を定期的に開催し、専任教員の他すべての授業担当(兼担・兼任)教員に参加を呼びかけ、毎回多数の教員が参加している。教育内容や方法の改善に向けての検討のみならず、厳格な成績評価のあり方などについても議論を重ねるなどの研修活動を続けている。
- (2) 教員相互による授業参観を行うため、毎学期、2週間の期間を設定している。他の教員の授業を参観することにより、自らの授業方法を改善する機会を制度的に保障している。またクラス担任制を設け、毎学期、教員と学生の個別面談を行い、その結果について教員懇談会を設け、教育内容及び方法について教員相互での意見交換を行っている。
- (3) 毎年、学外委員2名を任命し、教育内容等についての評価を受けるとともに、 その評価については教授会で報告し、検討を行っている。
- (4)学生による授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各々1回実施している。平成16年度は18項目(オムニバス科目は19項目)、同17年度以降は20項目(オムニバス科目は21項目)について、各項目5段階評価で評点し、自由記載欄に学生の自由な意見を記載する様式となっている。総合評価は、毎回「4」点台となっており、授業内容については、おおむね、学生の満足を得ているものと評価できる。

FD 委員会は、このアンケート調査結果を基に、毎回、改善すべきと思われる事項について詳細な報告書を作成し、これを教授会に報告するとともに全教員に配付している。各教員には、この報告書の他に全体のアンケート集計結果表、当該教員の担当科目のアンケート集計結果表並びに当該教員に関する自由記載欄に記載された学生の意見を送付している。

学生には、当初、教授会に報告した報告書の要旨を掲示していたが、平成 17 年度前期からは、別途、FD 委員会により報告要旨を取り纏めた文書を作成 し、全員に配布してきている。

また、平成 18 年度前期のアンケートから、最終講義(第 15 講)か第 14 講 の講義時間を 10~15 分短縮し、授業担当者はアンケート用紙を教室で配布後 退室し、授業終了時間に法科大学院事務課職員が教室で回収する方法を採用し た。アンケート用紙の自由記載欄については、匿名性を確保するため学生自ら がプリントアウトしたものを後日回収していた。しかしながらアンケート実施 後、直ちに定期試験が始まることもあり、回収されたものは必ずしも多いとは 言えない状況であった(指摘を受けた事項で改善可能な点は速やかに改善して きたこともあるが)。そこで平成20年度より、手書きでの提出でもよいことに し、記載された事項はすべて法科大学院事務課でパソコンに入力することとし た。FD 委員会での検討や各教員への配布はすべてプリントアウトしたものを利 用することによって、従来通りの匿名性は確保されている。このことによりア ンケート実施当日に多くの意見が記載されるようになり、今まで以上に学生の 意見・要望等を収集することが可能となった。その結果、平成 17 年度後期の 回収率 29.6%から大幅に改善され(H18 前 84.9%、後 88.1%)、それ以後も 90% 前後の高い回収率 (H19 前 84.4%、後 89.9%、H20 前 90.0%、後 89.6%、H21 前 85.8%、後 86.3%、H22 前 90.9%、後 90.1%、H23 前 94.7%、後 94.5%)を維持 している。

この授業改善アンケートを行ったことにより、最初のアンケートで改善を指摘された事項(アンケート評価3以下若しくは自由記載欄による指摘)について、以後の調査で再度指摘されることはなくなり、またオムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ(同一事項の重複講義など)や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打合せが密になされるようになるなど具体的な改善例が認められる。またレポート課題などの提出期限が特定の時期(連休中など)に集中するとの問題も指摘されたが、これに対しても教員室において教員相互に調整できるような対応

が速やかになされている。さらに休日祝日などの図書館利用の要望もあり、図書館側と協議し、相当数の開館日を確保するなどの対応を行ってきている。

《別添資料 29 FD に関する委員会や講演会等に関する資料》、《別添資料 30 平成 23 年度法科大学院授業改善アンケート集計結果》、《別添資料 31 平成 23 年度教授会議事録》、《別添資料 33 教員間授業参観関連資料》、《別添資料 34 クラス担任制関連資料》、《別添資料 35 学外委員による平成 24 年度認証評価自己評価書の意見書》、《別添資料 36 図書館カレンダー(法科大学院分館)2011 年 10 月~2012 年 9 月》参照【解釈指針 5 - 1 - 1 - 2】

- 4. 学外における教員研修
- (1) 学外の研修機関における教員研修

司法研修所や日本弁護士連合会・各弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修に、研究者教員を積極的に参加させている。このことにより、研究者教員が「理論と実務の架け橋」となる教育を実践するにあたって必要な諸条件を体験的に学ぶことができ、とりわけ実務上の知見が十分でないと思われる研究者教員について担当する授業科目についての実務上の知見を補充する機会が与えられている。

(2) 大学・大学院教育の経験が十分でない実務家教員の教育研修

ほとんどの実務家教員は司法研修所、大学等での教育経験があり、実務家教員に対し緊急に研修を実施しなければならない必要性は認められないが、学内における研修会後、教員による懇親会を開催し、授業方法等について、自由に発言・検討する機会を設け、他の教員の授業方法に関する工夫を知る機会を与え、相互に参考にしている。さらに教員相互による授業参観を行うことにより、他の教員の教育方法を参考にすることを行ってきているが、平成 23 年度からは、毎期、2週間をこの授業参観期間として指定することにより、授業参観の機会を保障してきている。

(3) 平成 19 年度からは、名古屋大学を基幹校とする「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム」に参加し、実務教育に必要とされる教材の共同開発を行うとともに、教育方法の改善に向けての各種セミナーに参加するなどの研修活動を続けている。

《別添資料 29 FD に関する委員会や講演会等に関する資料》,《別添資料 33 教員間授業参観関連資料》参照【解釈指針 5 - 1 - 1 - 3】

2 特長及び課題等

特長

学生授業アンケートについては、必要項目を検討し、また自由記載欄を設け、学生からの要望を広く収集している。また、各項目に対する回答の関係等も分析し、報告している。これにより、実際に授業改善の効果が出ていることが、次回以降の学生授業アンケートにより明らかとなっている。

教員相互による授業参観の機会を、毎学期、2週間保障することにより、他の教員の 教育方法に関する工夫を知ることができ、自らの教育方法改善に資することができるよ うになっている。

課題

1. 平成 18 年度及び 20 年度において、複数の授業をビデオ撮影し、FD 委員会主催の研究会で検討する機会を設け、またこれとともに教員相互における授業参観を行ってきているが、平成 23 年度からは、この授業参観の機会を毎期 2 週間保障することにより、引き続きこれまで以上に各教員の教育方法の改善を進めていく。

また学生授業アンケートの結果を受け、個別の授業科目に関する授業方法や教材などについて FD 委員会主催の研究会を開催し、全授業担当教員により教育方法の改善に取り組んできているが、今後とも引き続きこのような組織的な取り組みを進めてい

< .

- 2. 平成 18 年度から導入されたクラス担任全員による全学生への面談を、平成 20 年度においても引き続き実施し、この面談で得られた学生からの要望等などは、教授会・教員懇談会で取り上げ、内容に応じて関連する委員会や関係部署で対応してきている。さらに、平成 21 年度からは、共通の質問項目を予め用意して面談に望み、その結果を教授会・教員懇談会で検討し、必要な改善に取り組んでいる(休日などの図書館の利用やレポート提出時期の集中などの問題については、すでに一定の改善がなされている)。
- 3. 未修者に対する教育内容や方法について、ワーキンググループでの検討を受け、今後のより一層の改善に組織的に取り組んでいく。
- 4. 教員相互による授業参観報告書を法科大学院事務課において集約しているが、これ を、今後、各教員の教育内容や方法の改善にどのように組織的に活用していくか、慎 重に検討を続けていく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

(基準6-1-1に係る状況)

1. アドミッション・ポリシーの設定

本法科大学院は入学者選抜に際して「公平性・開放性・多様性の原則」を遵守し、多様な可能性をもった人材に対して法曹教育に特化した実践的教育を行い、人間性豊かな質の高い法曹を社会に送り出すため、社会の多様な層から広く人材を求めることにしている。入学者受入の方針として、さらに、専修大学法科大学院の設立目的を理解してもらい、その理念に賛同した志願者を受け入れることを目標としている。

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法 曹を養成すること」を教育上の理念とし、これに専修大学全体が目指している「社 会知性の開発」を重ねて、教育を行っていく際の重要な指針と考えている。教育 を行うにあたって、そのプロセスの中で大学の理念を理解してもらい、教育課程 を経た後もこの培った理念を忘れずに実践していくことが期待される。こうした 教育理念があることを事前に理解してもらい、社会知性修得のための視点も同時 に理解してもらうことになる。本法科大学院では、そのためにカリキュラムの中 では、できるだけ法学知識の基底にある「基本的な科目」を多く修得できるよう な配慮をなし、もって自己で問題を解決できる資質を養成することに力を注いで いる。また、プロフェッショナルの法律家として、「議論できる力」を育成でき るように心がけている。その点は、法律家の本質に不可欠な要素として、「議論 による問題解決能力」をもつ法律家像を考えているからであり、法の解釈の意義 を明確に理解してもらうことが、法科大学院教育に課せられた使命と考えるから である。こうした資質をもつ法律家を育てるためには、個々人の能力を尊重し、 その能力を引き出す教育環境が必要となってくる。教師の役割は単なる知識の押 し付けではなく、相互論議によって問題に接近し、これへの正しい解決方法を求 める方法の修得を心がけることになる。教育は知識の伝達と継承作業ではあるが、 それ以上に、真理の探究に当たる科学者としての態度を身につけてもらうことで もある。こうした教育理念を内容としたアドミッション・ポリシーを明確にした 上で、これに相応しい入学者選抜の実行がこれまで試みられてきたといえよう。

2. アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、入試説明会や大学のホームページ等において繰り返し説明してきたことであり、その具体化に関る資料は、とくに各年度作成される「学生募集要項」等において示し、これを無料にて資料請求者には配布してきた。入学ガイドには、まず学長、法科大学院長によって、本法科大学院の理念が示され、これを受けてガイドの中程において「法科大学院入学者選抜について」の概要が示されている。また、法科大学院学生募集要項には、「I募集する研究科と出願資格 II出願に関すること III選考に関すること IV合格発表と入学手続 V奨学生制度」が詳しく示されている。《別添資料 1 H24 要項 序文》,《別添資料 4 2012 入学ガイド P. 2, 4》,《別添資料 5 ホームページ

入学者選抜試験概要(アドミッション・ポリシー),21世紀ビジョン(社会知性),資料請求及び進学相談会・説明日程》,《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項P.1》,《別添資料 27 平成 23 年度法科大学院説明会(学外開催分含む)スケジュール表》参照【解釈指針6-1-1]

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務 (法学既修者の認定に係る業務を含む。) を行うための責任ある体制が整備されていること。

(基準6-1-2に係る状況)

本法科大学院には、「法科大学院入試広報委員会」(以下、入試委員会とする)が設けられ、委員長以下合計7名の専任教員によって構成され、入学者受け入れに係る業務全体を行っている。同委員会は、広報活動から入試業務までを適切に運営し、法科大学院を円滑に機能させるための循環機能を果たしている。したがって、同委員会の主要な業務内容は、アドミッション・ポリシーを具体的に実行することにある。この具体的な業務とは、当該年度の入学試験に係る基本方針の決定に始まって、この基準に基づく入学試験の具体的な作業、これに係る各種の広報業務を行なうことになる。この業務は当該「入試委員会」単独で行なえるものではなく事務当局の援助を受けて実行されるが、最終決定権は「法科大学院教授会」にあり、必要に応じて学長、法学研究科長、法学部長、法科大学院表との「法科大学院運営委員会」の判断も徴している。したがって、入学者の適性及びその能力を評価し、2年以上の期間を本法科大学院で学ぶ姿勢があるかどうかの認定を行なう作業が、当該委員会に課せられた最も重要な業務ということになる。なお、組織図を資料として添付した。《別添資料 31 平成23 年度教授会議事録,平成23 年度運営委員会議事録》、《別添資料 37 専修大学法科大学院の入学者選抜に関わる組織図》参照

入試委員会は、適性試験の最低点についての検討をし、一定基準(概ね下位 15 パーセント)の者について受験資格を認めないなどの原案を策定し、教授会で承認を得ている。また、受験者が提出した志望動機等のパーソナルデーターの採点、学業成績優秀者への加点等の業務を行っている。また、入試委員会は、既修者認定のための基本科目(憲法、民法、刑法)の合計点に基準点を設定し、その基準点を下回る場合には、第 1 次選抜の合計点に係らず不合格として、基本科目についての基礎学力を求めるなどしている。また、既修者認定のために他の科目についても基準点を設けている。この基準点の設定は各科目担当者が一応の目安を設定し、主として入試委員会委員長等が各科目担当者と協議の上最終決定をしている。また、面接試験にあっては、面接担当者の組み合わせによって採点にバラツキがないように面接終了後に採点者会議を入試委員会委員長の司会で開催し、評価の公平を期している。《別添資料 5 ホームページ 適性試験最低基準点について、法科大学院入試結果》、《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P. 1, 9》、《別添資料 38 平成 24 年度入学者選抜試験 面接分担表》参照

基準6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

1. 入学者選抜における公平性、開放性の確保について

多様な志願者を確保するために、特別な優先枠の制度は一切設けていない。とくに、専修大学出身者を優遇するような形での試験制度はとっていない。試験問題と各試験科目の出題者は秘密事項とされ、さらに、法科大学院内に設けられた

委員会によって出題内容の確認を行っている。

まず志願の際に、入学者選抜用志願書 (パーソナル・データ)を提出してもらい、これに基づいて志願者のキャリアを評価することとしているが、その結果によって、優先枠を作り出すという効果をもたらすものではない。また、当然のことながら採点にあたって答案作成者の氏名の匿名性が確保されており、採点において特別の配慮を行うことは不可能である。

専修大学出身者の過去の志願状況をデータとして示すと以下の通りである。平成 20 年度 $\{80\ 人$ (未修者 39 人、既修者 41 人) $\}$ 、平成 21 年度 $\{57\ 人$ (未修者 24 人、既修者 33 人) $\}$ 、平成 22 年度 $\{59\ 人$ (未修者 23 人、既修者 36 人) $\}$ 、平成 23 年度 $\{78\ 人$ (未修者 29 人、既修者 49 人) $\}$ 、平成 24 年度 $\{73\ A$ (未修者 35 人、既修者 38 人) $\}$ である。

全体の志願者との比較でいえば、平成 20 年度は約 12.8%、平成 21 年度は約 12.9%、平成 22 年度は約 19.0%、平成 23 年度は約 28.9%、平成 24 年度は約 34.4% であった。

全体の合格者との比較でいえば、平成 20 年度は約 16.5%、平成 21 年度は約 9.6%、平成 22 年度は約 26.5%、平成 23 年度は約 34.0%、平成 24 年度は約 42.7% であった。

平成22年度以降、専修大学出身者の合格率が、志願者の比率と比較して数ポイント高いという傾向を示している。この理由は、志願者の出身大学比率に変化があったことが要因である。すなわち、大学受験の難関校である早稲田大学、中央大学、明治大学等の受験者が減少したが、専修大学の受験者数は70名から80名で安定していることから相対的に合格率が上昇したものである。

ちなみに、志願者の出身大学は、早稲田大学、中央大学、明治大学といった首都圏の大学出身が多いが、その他全国からの志願者もあり、全国展開型の法科大学院といえよう。《別添資料 3 学生数の状況(様式 2)》,《別添資料 4 2012 入学ガイド P. 5, 6》,《別添資料 5 ホームページ 入学者選抜試験概要,法科大学院入試結果》,《別添資料 25 平成 23・24 年度 入学者選抜試験問題・解答用紙》,《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P. 1~6》,《別添資料 31 平成 23 年度教授会議事録》,《別添資料 39 本学受験者の出身大学推移表(年度別・出身大学別グラフ)》参照【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

2. 寄付金の募集について

専修大学では、教育研究振興協力資金(寄付金)の募集を広く関係方面にお願いしているが、募集時期については入学後の4月とし、任意としている。入学以前には、募集のお知らせにとどめている。《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.12》参照【解釈指針 6-1-3-1 (2)】

3. 障害のある者に対する受験機会の確保等

入試要項において、「身体に障害がある者の特別措置について」として、身体に障害があり、受験及び修学上特別の配慮を必要とする者は、出願に先立ち法科大学院事務課への問い合わせを求めている。この問い合わせの中には弱視であると申し出があり、受験に際して拡大鏡の使用を認め、試験会場を別に用意したとか、車いす使用の者に対しては、車いす対応の教室で受験させる等その障害の程度・種類に応じた対応をしている実績がある。今後も障害のある者のニーズに応じた万全の対応をして受験の機会を確保する。《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.6》参照【解釈指針 6-1-3-1 (3)】

基準6-1-4:重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な 入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1. 入試の実施方法

本法科大学院は、募集を法学未修者(3年制)と法学既修者(2年制)に分けており、別個の選考方法をとっている。すべての志願者に適性試験を事前に受けることを求め、大学入試センターないし日弁連法務研究財団が適性試験を実施していた平成23年度入試までは、換算表で成績の等価作業を行い、適性試験の成績を入学試験の評価上、法学未修者にあっては、300点の中の100点と評価し、法学既修者にあっては、600点中の100点として評価し、総合評価においても適性試験の成績が重要な割合をしめており、このことで適性試験の成績のよい基礎的能力のある者が選抜試験でも良い評価なるように工夫している。

法学未修者の試験は、平成 20 年から平成 23 年までと平成 24 年では、大きく 異なっている。平成 23 年までは「適性試験、出願書類、小論文試験」によって 第一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的 に判断して合格者を決定している。出願書類の内、入学者選抜用志願書によって 志願者のキャリア等を評価し、さらに志望理由書によって志望動機を評価してい る。さらに、適性試験及び本学が独自に出題した小論文試験及び面接によって、 志願者の判断力、思考力、分析力、表現力を客観的に評価することになる。なお、 これらの試験の配点については、毎年志願者には事前に公表していた。これに対 して、平成24年からは小論文として適性試験第4部を用いることとした。これ は適性試験が統一化され受験者全員が小論文を作成することとなったこと、入試 委員会で適性試験第4部の小論文を数年にわたって検討したところ、ある論点に ついて、いずれかの立場に立ち、自説の理由付けと反対説に対する配慮等を求め ており、法曹としての素養を判断する上で良問であること、平成 24 年から法学 未修者には二期試験を実施することとしたため、適性試験第4部を用いることで 合否について統一的に判断できること等がその理由である。そのため、受験者全 員に対して面接を行い、総合評価で合否を決している。

法学既修者は、「適性試験、出願書類、筆記試験(法律科目試験)」によって第 一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的に 判断して合格者を決定している。出願書類をもって志願者の志望動機を評価する 点は、法学未修者と同様である。さらに法学既修者には、法学既修者として認定 される法律学の学力があることが証明されなければならず、平成 20 年度には論 文にも基準点を設けた。さらに、平成 22 年度から、民事訴訟法及び刑事訴訟法 の出題形式を論述式試験から短答式試験へ変更をした。また、平成 23 年からは 商法も短答式試験へと変更した。面接の方法は、面接官2名とし、公法系と民事 系等の教員の組み合わせとすることで、ぞれぞれの立場から受験者に多方向から の質問をすることで、その学力を総合的に判断している。また、足きり点に近い 点で面接を受験する者に対して、その科目の専任教員が面接を行えるように工夫 し、既修者としての学力を有しているかを面接試験でも再度確認するなど、既修 認定を厳格に行っている。この専門科目試験の配点についても、事前に志願者に 公表してあるが、とくに、民法科目を重視している点が本法科大学院の特色であ る。その他、法学既修者にあっては、日弁連法務研究財団が実施する「法学既修 者試験」の成績を書類審査の対象として任意提出させている。なお、具体的な加 点方法については別添資料 40 を参照されたい。《別添資料 5 ホームページ 入 学者選抜試験概要》,《別添資料 25 平成 23・24 年度 入学者選抜試験問題・解答 用紙》, 《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.1,3~6,9,平成 23 年度学生募 集要項 P.8》,《別添資料 38 平成 24 年度入学者選抜試験 面接分担表》,《別添資 料 40 平成 24 年度 書類選考 得点集計作業シート》参照【解釈指針 6 - 1 - 4 -1]

2. 基礎学力の確保

基礎的学力として法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に評価するために、平成24年度の入試から適性試験の評価を重視して、概ね下位15パーセントの者の受験を認めないこととした。

本法科大学院では、過去においては、極端に適性試験が低いものは入学していなかったが、年を追うごとに状況は変化してきており、その変化に対応する形で

法科大学院の履修の前提として必要とされる能力を備える者の入学を確保する必要が生じた。そのため、前記のとおり適性試験の成績による選別を実施した。《別添資料 5 ホームページ 適性試験最低基準点について》,《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項 P.1,9》参照【解釈指針 6-1-4-2】

3. 入試制度について

平成20年から平成24年まで、法学既修者の選抜にあっては、試験実施科目に変更はない。ただ、平成22年に民事訴訟法と刑事訴訟法を短答式試験とし、平成23年には商法を短答式試験とした。これは、論文式は特定の論点の知識を確認し、思考力、文章力を確認するという意味では有用であるが、幅広い基礎的学力を有するかを確認することも重要であると判断したためである。今後もこの方式で法学既修者試験は継続される。また、法学未修者の選抜にあたって平成25年以降も、基本路線として適性試験第4部の小論文を用いることが確認されており、入試制度は安定的に実施されることになる。《別添資料25平成23・24年度入学者選抜試験問題・解答用紙》、《別添資料26平成24年度学生募集要項P.9》参照

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう 努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

1. 多様性の評価について

出願書類において、以下の提出を求めた。「1入学者選抜用志願書(パーソナル・データ)、2志望理由書、3大学卒業(見込)証明書、4成績証明書、5適性試験成績、6受験票、7各種取得資格・検定試験等の証明資料」の7点である。以上の内で、 $1\sim6$ までは必須の書類であり、7は任意の書類である。適性試験を除く、 $1\sim7$ の内容を入試担当委員が評価し、最大で50点まで各項目を加算することとしている。したがって、志願者のもつさまざまなキャリアが評価の対象とされることとなり、多様な学識だけでなく、社会経験や課外活動も評価の対象とされたことになる。また、この出願書類に依拠して面接が行われ、出願書類の内容が確認され、これが面接点にも反映されることとなっている。

法学未修の枠の志願者にとっては、出願書類が高い比重をもって評価されることになる。

特に志望理由書の記載は、「あなたが専修大学法科大学院を志望した理由を、こ れまでのあなたの学業実績・キャリアを踏まえて具体的に述べなさい。」としてお り、大学等の在籍者については、多様な経験や課外活動等をキャリアとして記載 することで、それぞれの実績を志望理由書で評価することに務めている。入学ガ イドのQ&Aで、学業実績・キャリアについて、「『学業実績』とは、大学在学中 の学業成績、所属ゼミナールでの研究成果や専門誌に寄稿した学術論文などをい い、『キャリア』とは、サークル活動、クラブ活動、ボランティア活動、海外留学 経験や就業経験など学業実績以外のものを広く含みます。」としている。このこと で志望理由書に十分に多様性を記載することを求めている。また、実務等の経験 を有する者は、多様な実務経験及び社会経験等をキャリアとして記載することで、 これを評価の対象としている。なお、志望理由書の評価点数は別添資料 40 の項 5 に記載の通り、書類審査50点のうち、大きな割合を占めており、様々な多様性の 評価を十分に行っているといえる。各種取得資格・検定試験成績等の証明資料の 提出を求め、受験者の資格(医師、歯科医師、公認会計士等)等で多様な実務経 験を有する者の把握に努め、また、語学成績を評価することで多様な学識の評価 にも務めている。更に、外国の大学等に6ヶ月以上留学したという経験も国際性 の評価として加味している。《別添資料3 学生数の状況(様式2)》、《別添資料4 2012 入学ガイド P. 30 (Q&A6) 》、《別添資料 26 平成 24年度学生募集要項 P. 3~6, 9》, 《別添資料 40 平成 24 年度 書類選考 得点集計作業シート》参照【解釈指針 6 -

1-5-1 (1) (2)

2. 法学を履修しない者及び実務等経験者の割合

入学者の多様性を確保するために、入学者の内他学部出身者または社会人が、法学未修者・既修者を問わずに入学者の3割程度になることを目標とし、この点をパンフレットにも表記してきた。なお、実務等の経験を有する者のことを入学ガイドでは社会人と表現しており、その定義は、「大学の学部を卒業した後、3年以上経た者。ただし、主として昼間に教育が行われる大学の学部に学士入学した期間を除く。」を原則としてきた。《別添資料4 2012 入学ガイド P.6》参照

【資料2】

他学部または社会人出身者の割合

入学年度		他学部出身	法学部出身	合計・他学部または社 他学部または社会人	
平成 20 年度	未修者	4人(1人)	11人(3人)	15 人(4人)<7人>	46.7%
十成 20 千茂	既修者	5人(2人)	41 人(25 人)	46 人(27 人)<30 人>	65.2%
平成 21 年度	未修者	3人(1人)	12人(4人)	15人(5人)<7人>	46.7%
十八八二十尺	既修者	4人(4人)	28 人(10 人)	32 人(14 人)<14 人>	43.8%
平成 22 年度	未修者	3人(1人)	17人(5人)	20人(6人)<8人>	40.0%
十,以 22 千及	既修者	4人(3人)	37人(9人)	41 人(12 人)<13 人>	31.7%
平成 23 年度	未修者	2人(0人)	19人(1人)	21 人(1人)(3人)	14.3%
平成 23 平度	既修者	2人(2人)	27人(12人)	29 人(14人)<14人>	48.3%
亚战 94 年度	未修者	4人(2人)	12人(0人)	16 人(2人)<4人>	25.0%
平成 24 年度	既修者	1人(1人)	24 人(10 人)	25 人(11 人)<11 人>	44.0%
合 書	<u> </u>	32人(17人)	228 人 (79 人)	260人(96人)<111人>	42.7%

()内は社会人出身者数で内数

〈 〉内は他学部または社会人出身者数で内数

3. 社会人割合への是正

統計からしても、これまでの入学者全体の法学を履修しない者及び実務等経験者の割合は、優に 30%を超えている(解釈指針 6-1-5-1 (4) については非該当)。これは入学者選抜において、社会人にも公平な対応をしてきたことの結果と思われる。ただし、この数値は若干ではあるが低下の傾向にある。《資料2 他学部または社会人出身者の割合》,《別添資料3 学生数の状況(様式2)》【解釈指針 6-1-5-1 (3)(4)】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

1. 年度ごとの収容定員と在籍者数は下表のとおりである。《資料3 年度別収容定員・在籍者数表》参照

【資料3】

^{*}社会人とは、大学の学部を卒業後、3年以上を経た者とした関係で、他の項目の人数と重なっている。既修者についても、社会人の割合は高いが、他学部出身者は少ないという結果がでた。

年度別収容定員・在籍者数表

平成 20 年度 (H20.5.1 現在)

		1 年	三次生	2 年次生		3 年 🗸	文生~	슴 計	
		定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
=	未修者	20 人	17 人	FO. I	22 人	60.1	21 人	120	60 人
Ę	既修者			58 人	47 人	60 人	37 人	138 人	84 人
1	合 計	20 人	17 人	58 人	69 人	60 人	58 人	138 人	144 人

平成 21 年度 (H21.5.1 現在)

		1年次生		2 年次生		3 年 🖔	文生~	合 計	
		定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
;	未修者	20 人	16 人	co l	16 人	FO. I	27 人	120	59 人
	既修者			60 人	32 人	58 人	47 人	138 人	79 人
	合 計	20 人	16 人	60 人	48 人	58 人	74 人	138 人	138 人

平成 22 年度 (H22. 5. 1 現在)

	1年次生		2 年次生		3 年 🗸	文生~	合 計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	20 人	21 人	60 1	15 人	60 1	19 人	140 1	55 人
既修者			60 人	43 人	60 人	35 人	140 人	78 人
合 計	20 人	21 人	60 人	58 人	60 人	54 人	140 人	133 人

平成 23 年度 (H23. 5. 1 現在)

	1 年	三次生	2年次生		3年次生~		合 計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	18 人	21 人	57 人	22 人	60 1	17 人	135 人	60 人
既修者			57 人	31 人	60 人	44 人	135 八	75 人
合 計	18 人	21 人	57 人	53 人	60 人	61 人	135 人	135 人

平成 24 年度 (H24.5.1 現在)

	1 年	三次生	2 年	次生	3 年 🖔	欠生~	合	計
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	25 人	20 人	40 k	15 人	57 人	23 人	120 /	58 人
既修者			48 人	26 人	57 人	38 人	130 人	64 人
合 計	25 人	20 人	48 人	41 人	57 人	61 人	130 人	122 人

2. 収容人数と在籍者の関係

平成 20 年から平成 22 年までは、学則上の収容定員は 180 人 (60 人×3) であるが、在学期間の短縮を認めている既修者の入学定員 40 人を考慮すると、実質的な収容定員は 140 人 (20 人+60 人+60 人) となる。

平成23年からは、学則上の収容定員は165人(55人×3)であるが、在学期間の短縮を認めている既修者の入学定員37人を考慮すると、実質的な収容定員は128人(18人+55人+55人)となる。なお、平成24年からは未修者の入学者を

25 名程度、既修者を 30 名程度としている。

入学者受入は、年度ごとに慎重に審査して決定してきた。各年度の合格者数は、 従来の手続率を加味して決定している。また、追加合格者を出すことで定員の充 足率に配慮している。これによって入学定員と在籍者数の差異を少なくする工夫 がなされている。しかし、こうした差異が生ずる状況は、予測できない理由によ って発生するものであり、ある程度はやむを得ないものと考えている。

また、入学後、様々な理由により退学・休学する者がでるため、入学者と在籍者の数を合わせることはなかなか難しい状況も考慮しなければならないが、収容定員との関係は概ね大きな変動はない。

現状では、収容定員と在籍者数等の関係は、良好な関係にあり、特に対応は必要でないと考えている。《別添資料3 学生数の状況(様式2)》,《別添資料31 平成23 年度教授会議事録》,《別添資料41 平成24 年度入学者選抜試験判定に関する資料》参照【解釈指針6-2-1-1】

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。 :

(基準6-2-2に係る状況)

1. 入学者受入と入学定員との関係

平成20年以降の毎年の入学者の定員充足状況は次のとおりである。

平成 20 年は 61÷60=1.01 倍、平成 21 年は $47\div60$ =0.78 倍、平成 22 年は $61\div60$ =1.01 倍、平成 23 年は $50\div55$ =0.90 倍、平成 24 年は $41\div55$ =0.74 倍である。 合格者の数の決定にあたっては、従前の手続率等を勘案して、慎重に決定している。ただ、手続後に他大学法科大学に合格し、入学辞退をする者もおり、定員をオーバーせず、かつ定員を下回らないという合格者数の決定は困難を伴う。また、定員充足性を 100%にするため、追加合格者を排出することは現状でも十分に可能である。しかし、真に既修者認定できない者を既修者として合格させることは、既修者認定の厳格性にも反することになり、定員充足性のために追加合格者を出すことはしていない。その中で、1 倍に近い充足性を維持していることは評価に値すると考えている。《別添資料 3 学生数の状況(様式 2)》,《別添資料 31 平成 23 年度教授会議事録》,《別添資料 41 平成 24 年度入学者選抜試験判定に関する資料》参照

基準6-2-3:重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

1. 在籍者数

在籍者数については、前出のとおりである。

2. 競争倍率

平成 20 年以降の競争倍率は、平成 20 年は 559÷ 97= 5.8 倍、平成 21 年は 369÷ 104= 3.5 倍、平成 22 年は 279÷113= 2.5 倍、平成 23 年は 242÷ 94= 2.6 倍、平成 24 年は 192÷96= 2.0 倍である。競争倍率として 2 倍を維持しており、入学者選抜の実質的競争性を確保している。《別添資料 3 学生数の状況(様式 2)》参照【解釈指針 6-2-3-1】

3. 専任教員数と定員との関係

専修大学法科大学院は、設立当初 75 人の定員を予定しており、これに必要な

専任教員数を配置したため、専任教員は 19 名であり、この専任教員数を前提とした定員は、285人である。したがって、現状では教員 1 人あたりの学生数は 6.4 名と極めて少なく、その分、密度の濃い指導を行うことを可能としている。《別添資料 3 学生数の状況(様式 2),教員一覧、教員分類別内訳教員一覧(様式 3)》参照

4. 修了者の進路及び活動状況

平成 23 年司法修習終了者の約 2 割が弁護士登録を行っていないという現状があるが、本法科大学院出身者で司法修習を終了した者は、100%の就職を果たしている。これは本法科大学院出身者が社会の多様なニーズに対応する能力を兼ね備えていること、教員のネットワーク等を活用した就職支援等の成果である。

また、所期の目的を達成することができず、法曹となれなかった者についても、 法科大学院修了者は修士課程修了者と同一に扱われることから、公務員試験を受験して市役所の職員となった者、裁判所事務官、書記等になった者がいる。また、 法的知識を利用して、他の士業として活躍する者や、民間企業に就職するなどしている。《別添資料6 平成19~23年度 修了者進路状況調査》参照

5. 入学者選抜等の改善

平成 24 年選抜試験で、法学未修者について、適性試験第4部を利用し、かつ第二期入試を実施することにした。これは多様な人材を確保するために、受験の機会を提供することを目的としたものである。また、法学未修者の定員を増加させているのは、3年間基礎からしっかりとした学習をすることがかえって合格への近道であると考えているからである。

定員については、本法科大学院は、当初75名で制度設計され、さらに平成23年より定員を60名から55名に削減した。現在でも競争試験としての機能が満たされていることから、当面定員の変更等はおこなわず、より多くの受験生を確保するための入試制度の改善(平成25年度の入試から法学既修者に対する第二期試験を実施するなど)を検討している。《別添資料3学生数の状況(様式2)》、《別添資料42012入学ガイドP.5》、《別添資料26平成24年度学生募集要項P.1,9》参照

|2 特長及び課題等

特長

—— | 入試委員会による入試方法の策定、実行、そして見直しというプロセスを通じて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーが社会に認められ、かつ「公平性、開放性、多様性」が確保されてきた。

- 1. 入学者選考においては、法科大学院という特性を十分に考慮した上で、将来の法律専門家を育てるために、その資質をもった志願者を集めることが重要である。そのためには広報活動にも十分に配慮し、年間を通じて各種の機会を求めて、本法科大学院を理解してもらうように努力してきた。
- 2. 志願者及び在籍者の数字とその内訳を説明してきたように、志願者の数だけではなく、社会人の各層からの志願者があり、さらに、全国の他大学からの志願者を得ることができた。多様な志願者と在籍者を得たことは、法科大学院の設置趣旨に相応するものである。在籍者の過去の主な職歴を見ても、公務員、税理士、会社員、各種事務所職員といった具合に多様である。
- 3. 入試ガイドを毎年検討し、より授業内容が分かりやすいように改善されている。
- 4. 入学志望者数と合格者数から見て、入学試験における競争性は、これまで一応確保されてきている。

課題

平成 23 年に定員を 55 名とし、未修者を 18 名程度、既修者を 37 名程度とした。平成 24 年には、未修者を 25 名程度、既修者を 30 名程度とした。

未修者の定員を増加させているのは、本法科大学院で3年間履修させることで基礎的学力養成、応用力の涵養を十分に行うことができると考えたためである。受験生には、この方向性が受け入れられたため未修者と既修者の併願者が平成24年には、51名となった。ただ、この併願者には十分に既修者合格の実力のある者も多数含まれており、また、既修者と未修者の合格者発表を同時に行ったため、重複合格者が9名出た。いずれの試験にも合格した者のうち、7名は既修者として入学手続をとったため、未修者の手続率が平成23年度と比較して、52.5%から34.0%に低下した。そこで、今後併願者の中で、真に未修者として教育すべき者を選抜する方策を採用する必要がある。そのために、既修者の選抜を優先的に行い、その後未修者の面接を行うなどの方策が考えられる。

また、既修者試験が9月に行われていることから、大学4年次生は、法学部での授業履修が終了していない科目について試験が行われ、その科目については差がでることは当然である。多様な人材を確保するためには既修者についても法学部の授業がある程度完了した時期に2期試験を行うことも検討する必要がある。

更に、既修者認定で足きりを行っているが、厳格な既修者認定制度を維持するためには、基準に満たない者について、当該科目の既修者認定を行わず、入学後の履修を求める等の既修者認定制度の維持と入学者の確保について考慮する時期になっている。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学前の説明会・導入授業について

入学予定者に対しては、入学前説明会を開催している。全員に対して、入学後どのように学習するか、また、司法試験で求められているものは何か等についても説明し、実務家に求められるものを具体的事例を用いて解説している。その後、未修者と既修者に分けて、それぞれの合格者が具体的に入学後の学習方法等の体験談を話すことで、入学後の学習イメージを持たせ、未修者特有の不安の払拭に努めるとともに、個別相談会で各入学予定者の個人的な質問に回答するなどした。導入授業は、以前よりも開催時期を早め、入学前説明会の翌週から実施することとし、授業の回数も増加させて、未修者が入学後の授業にスムーズに適応できるように配慮した。また、平成22年度以降は既修者の学生に対しても導入授業を実施している。直近の平成23年度においては、未修者に対して法学入門、民法、刑事訴訟法、刑法、商法、憲法の延べ14回、既修者に対しては公法入門(行政法・憲法訴訟)、民法総則、物権、債権総論、債権各論、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法の延べ16回それぞれ実施した。

《別添資料 42 入学予定者説明会及び導入授業に関する資料》参照【解釈指針 7-1-1-2 (1)(2)】

2. 新入生ガイダンスについて

新入生ガイダンスにおいては、まず、法科大学院長から本法科大学院における 教育理念・教育目的を十分な時間をかけて説明し学生の理解を求めている。

続いて、未修者、既修者共に、教務委員長から、法科大学院要項に基づいて、カリキュラムの内容やセメスターにおいて履修しなければならない科目等について具体的な説明を行っている。また、特に既修者を対象として、実務教育と理論教育との関連性及び質疑応答方式による授業が本法科大学院の目的である議論による問題解決能力をつけるために重要であることを解説している。

3. 履修指導について

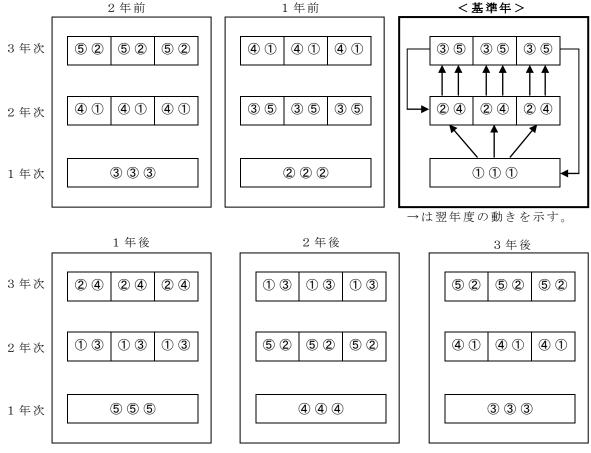
本学では、法律基本科目のみならず、各学生が将来法曹として取り扱う多様な分野に対応できるように、数多くの展開・先端科目を配置している。これらの科目については、すでに述べたように6つの履修モデルを提示し、学生が自らの要求に即した学修を行うことができるように、各セメスター開始時のガイダンスにおいて教務委員長が説明を行うとともに、クラス面談において担任の教員が学生の相談に応じるなどの措置を講じている。

4. クラス担任制について

未修者のクラスについては、3名のクラス担任がいる。これは、未修者が2年次になった際に、3クラスに分かれることから、2年次の各クラスの中に一人ずつ未修者から持ち上がった教員がいることが学習指導上望ましいとの考えに基づいている。1クラスは20名程度の単位としており、具体的ローテーションについては、以下のとおりである。《資料4クラス担任ローテーション図》参照

【資料4】

クラス担任ローテーション図



(備 孝)

- ・専任教員、15名がクラス担任となる。
- ・複数担任制をとり、1年次のクラス担任は3名、2・3年次の担任は各クラス2名とする。 1年次のクラス担任を3名にするのは、2年次で3クラスに振り分けられた法学未修者を 1年次の担任が受け持つためである。
- ・1年次クラスを担任した教員3名(①)は、翌年3クラスに分かれて2年次の担任となる。
- ・2年次のクラス担任(②④)は、そのまま持ち上がり、翌年3年次の同じクラスの担任となる。
- ・3年次のクラス担任のうち、前々年に1年次を担任した者(③)は翌年2年次の担任となり、前々年に3年次を担任した者(⑤)は翌年1年次の担任となる。
- ・担任を持つ教員は、5年に1度1年次クラス担任となる(③参照)。

このクラスを単位として多くの必修科目が展開されていることもあり、クラス内の学生間の親交が図られるとともに、懇親会等の機会を通じて教員と学生の交流を密にしながら学生が教員に学習・生活面の問題について相談し易い環境を作り出すよう努めている。また、クラス面談を始めとする学生の相談の内容は、クラス担任を通して教務委員会や教授会に報告され、教員間の共通の認識となるようにしている。

《別添資料 34 クラス担任制関連資料》,《別添資料 43 ガイダンス等の履修指導関連資料》参照【解釈指針 7-1-1-1】

5. オフィスアワーについて

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンスの時に担当者、曜日、時間、開催場所及びメールアドレスを記載して配付している。オフィスアワーにおいては、学習内容に限らず個々の学習環境についても質問を受けるため、その予約方法は、電子メールを使用して秘密を確保している。

オフィスアワーは、通常専任教員研究室又は共同研究室 (兼担・兼任教員用)で行われている。本学ではこのオフィスアワーを想定して本学の他研究室よりも

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第7章

広い面積を確保している。なお、オフィスアワーで各教員に相談されるさまざまな事柄については、その担当者が教務委員会や教授会において守秘義務に反しない範囲で報告し、学生の置かれた状況や授業等への要望を教員間で早期に具体的に把握できるようになっている。

《別添資料 44 平成 24 年度オフィスアワー一覧》参照【解釈指針 7-1-1-3】

6. 学習支援体制について

平成22年度及び23年度は、本法科大学院修了の弁護士による、法科大学院生に対する勉強方法及び講義内容等についての質問を受ける機会を設けた。さらに、平成24年度以降は、未修・既修コース修了の弁護士による、各週一回の相談日を設け、定期運用での支援の拡充を進めている。

《別添資料 45 修了生による学習相談関連資料》参照【解釈指針 7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

- 1. 奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。
- (1) 学内奨学金としては、学術奨励奨学生と経済支援奨学生に分類される。
 - ①学術奨励奨学生は、次の通りである。
 - ア. 新入生学術奨励奨学生は、本法科大学院の入学者選抜試験の成績上位者で、2年制(既修者)及び3年制(未修者)の合格者の20%程度を採用予定人数とし、入学金、授業料及び施設費相当額を2年間奨学金として支給するものである。
 - イ.特別学術奨励奨学生は、本学卒業生の本学法科大学院合格者のうち新入生学 術奨励奨学生に次ぐ成績優秀者を対象とし、2年制(既修者)及び3年制(未 修者)における若干名を採用予定人数として、授業料の2分の1相当額を2年 間奨学金として支給するものである。

なお、入学後の成績が不良な者に対しては、ア・イいずれの奨学生に対しても 担当委員が注意をしたうえで改善されない場合には、次年度の奨学金の支給を停 止している。

《資料5 学術奨励奨学生採用状況表》,《別添資料1 H24 要項 P.28》,《別添資料4 2012 入学ガイド P.28》,《別添資料5 ホームページ 学費・奨学金》,《別添資料 46 専修大学法科大学院奨学生規程,専修大学大学院奨学生規程細則》参照【解釈指針7-2-1-1】

【資料5】

学術奨励奨学生採用状況表

採用年度		人生学術學 学生採用者			:別学術奨 学生採用者		合計
	1年次	2 年次	小計	1年次	2年次	小計	
平成 20 年度	3	8	11	2	3	5	16
平成 21 年度	1	5	6	1	2	3	9
平成 22 年度	4	12	16	2	4	6	22
平成 23 年度	4	7	11	2	4	6	17
平成 24 年度	1	5	6	2	3	5	11

- ②経済支援奨学生は、次の通りである。
 - ア. 利子補給奨学生は、修学の継続を教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、在学期間中の毎年度の金利負担分を奨学金として支給するものである。
 - イ. 家計急変奨学生は、家計支持者の死亡またはリストラ、倒産、長期療養などの経済的理由により修学の継続が困難な者に対して、授業料の 25%相当額を採用時に支給するものである。
 - ウ. 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震などに被災した者に対して、20 万円を上限として支給するものである。

《資料 6 経済支援奨学生採用状況表》、《別添資料 1 H24 要項 P.28》、《別添資料 4 2012 入学ガイド P.28》、《別添資料 5 ホームページ 学費・奨学金》、《別添資料 46 専修大学法科大学院奨学生規程、専修大学大学院奨学生規程細則》参照【解釈指針 7-2-1-1】

【資料6】

経済支援奨学生採用状況表

採用年度	利奨	子 学生 <u> </u>	補 采用者	給	家		- 急 采用者	変	災 奨	害学生技	見采用者	舞	合
	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	計
平成 19 年度	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2
平成 20 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1

③平成23年度は東北地方太平洋沖地震被災者支援のため、学費減免特別措置として被災状況に応じて計3名に計70万円(1年次1名20万円、3年次1名20万円、同1名30万円)を支給した。

《別添資料 47 東北地方太平洋沖地震被災者支援に係る学費減免特別措置について》参照【解釈指針7-2-1-1】

(2) 学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金が中心となっている。また、定期採用の他に平成21年度入学生より入学前に出願ができ、入学後「進学届」を提出することにより、4月から貸与を受けることができる予約採用を導入した。

その他のあしなが育英会奨学金等様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板に掲示して学生に対する広報を行っている。《資料7 独立行政法人日本学生支援機構奨学生採用状況表》、《別添資料1 H24 要項 P.28》、《別添資料4 2012 入学ガイド P.28》、《別添資料5 ホームページ学費・奨学金》参照【解釈指針7-2-1-1】

【資料7】

独立行政法人日本学生支援機構奨学生採用状況表

採用年度		第一種 ⁴ 採 用	選学生 者数			第二種 採 用			合計
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	, , , .
平成 19 年度	11	10	4	25	7	11	5	23	48
平成 20 年度	7	17	3	27	5	13	3	21	48
平成 21 年度	3	11	3	17	4	10	5	19	36

平成 22 年度	6	11	3	20	6	7	2	15	35
平成 23 年度	6	13	2	21	5	6	2	13	34

2. 学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア等について 学生生活に関する支援体制の整備については、全学的な視点で制度や施設・設 備の充実を図っており、その中で法科大学院に在籍する学生への対応も行われて いる。

具体的な取組みについては、以下に示す通りであるが、特に、近年重要性を増している各種ハラスメントへの対応については、本法科大学院の専任教員が対策室の一員として、運営に参画するなど、積極的にその防止に努めている。

(1)健康相談

健康相談については、神田3号館に保健室が設置されており、内科を中心とした医師が月曜から金曜までの一定の時間帯に診察を行っている。

(2) 生活相談

学生生活を送っていくなかで出会ういろいろな事柄について話し合い、相談できる学生相談室が、神田 1 号館に設置されている。月曜から金曜まで(11 時-19 時)、スタッフ(教員・カウンセラー・インテーカー)が在室し、随時、学生に応じている。

(3) 各種ハラスメント相談

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのキャンパス・ハラスメントの発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、平成23年4月1日にキャンパス・ハラスメント防止規程を制定し、併せてキャンパス・ハラスメント対策室を設置することにより、その対応に努めている。

(4) メンタルケア等

対人関係の悩みや孤独感など学生の精神面を援助するために、保健室で神経精神科と内科の医師がメンタル・ケアを行っている。また、(2)生活相談のなかでも、必要に応じてカウンセリングを受けられる。

《別添資料 48 保健室、学生相談室関連資料》,《別添資料 49 キャンパス・ハラスメント防止関連資料》参照【解釈指針 7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2)修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

1. 就学のために必要な施設及び設備について

障害のある学生が校舎を利用する場合においては、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障害となるような物を無くすなど、バリアフリー化している。

2. 修学上の支援等について

平成 23 年度までの本法科大学院の入学者において、身体に障害のある学生は存在していないが、今後、身体に障害のある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障害を負った場合には、当該学生の具体的要望を聞いて可能な

限り対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、 万全の体制で支援する。

《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階 見取り図》、《別添資料 50 障害学生支援関連資料》参照

7-4 職業支援(キャリア支援)

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に 進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報 の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

各種機関から本法科大学院事務課に提供される在外研修員募集、国家公務員総合職中央省庁セミナーの案内等は、学生に適宜情報提供を行っており、平成 18 年度には日本司法支援センターから講師(弁護士)をお招きし、法テラスに関する説明会を学内で開催した。平成 21 年 4 月からは鹿屋ひまわり基金法律事務所で4年間所長を務めた弁護士が、学内にある今村記念法律事務所で実質的勤務を再開しており、公設事務所での活動の具体的内容を学生が何時でも聞くことができる体制がとられている。その他、適宜、裁判官、裁判所書記官及び弁護士等から、実務の内容等を説明していただく機会も設けた。

なお、エクスターンシップにおいては、その派遣先の選定にあたって、将来の進路 希望を考慮している。

さらに、法科大学院修了生の進路については、ジュリナビへの加入、職業支援担当者の決定、大学就職課による、企業採用情報等の提供及び就職相談、並びに、キャリアデザインセンターにおける、カウンセラーによる個別面談の実施により対処している。

《別添資料 5 ホームページ 学習・教育・進路・健康に係る支援,キャリアカウンセリング,就職情報(就職課)》,《別添資料 51 職業支援に係る情報提供に関する資料》参照

|2 特長及び課題等|

特長

学習支援においては、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、 また、教育課程上の成果を上げるために、入学時において十分な履修指導を実施してい る。入学前にも、履修科目の指定教科書や必要な予習等も指示している。

また、学生と教員とのコミュニケーションを十分図ることができるよう、オフィスアワーを設けるとともにクラス担任制を採用したことにより、少人数教育とともに、個々の学生に対しての学習相談及び助言体制が、十分に整えられている。

これらの他、経済的支援においても、大学独自のものを含めて多様な制度が用意され、 学生に対する支援は、きわめて充実している。

課題

本学には、他の法科大学院にみられる在学中の学業成績による奨学金制度は設けていなかった。学生の勉学意識を高め、授業への取組みをより促進させることに有用であると思われるので、本学においても平成25年度から学業成績上位者に給付する新たな奨学金制度(今村力三郎記念奨学金)を導入することにし、奨学生規程及び細則を改正した。2年次生及び3年次生から成績上位者若干名を採用する予定であるが、その運用を適切に行っていくことが今後の課題となる。

また、就職支援等に関して、法科大学院生及び修了生の進路に関わる情報は、各自が

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第7章

就職課、各教員等から個別に取得し、就職課及び各教員が個別に対応しているのが実情である。

今後、情報の提供時期、内容及び実施方法等について、院生及び修了生にとって、より 適切なものとするため、計画的かつ組織的な方法を検討する必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1:重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院では、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保している。すなわち、専任教員 {専任教員 12 人・併任教員 3 人・実務家専任教員 4 人 (常勤 3 人・みなし専任 1 人)} の計 19 人のほか、兼担教員 20 人 (ただし、平成24 年度については、在外研究員 1 人、育児休暇による休業が 1 人おり、実質 18 人)、兼任教員 30 人 {実務家 15 人、研究者 15 人} の教員総数 69 人であり、実務家教員の数及び比率も、本法科大学院で十分な実務教育を行うのに適正な水準を確保することができている。また、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される。」とされているが、本法科大学院の専任・併任教員のなかの研究者教員のうち、すでに 5 名 (大澤逸平・武知政芳・矢澤曻治・山田創一・良永和隆) が弁護士ないし弁護士経験者であり、それぞれ民事・渉外等の分野で、理論と実務の架橋としての法曹教育ができる体制を整えた。

実務家教員は、実務基礎科目の授業を担当するだけではなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律基本科目や展開・先端科目を担当し、特にオムニバス授業については、研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。

《別添資料3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧(様式3)》参照

基準8-1-2:重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

ウェブ上のホームページや入学ガイドに、略歴や研究業績等を明記し、開示している。そこでは、主な略歴等として、例えば、「法制審議会委員」「司法試験委員」「公認会計士試験委員」及び学会での職務等を明記し、開示している。

- (1) 専任教員のうち研究者教員については、いずれも、専攻分野について、教育上の業績を有する者である。専任教員は、法科大学院において1専攻分野での教育に当たっている。平成24年度において併任教員は、3人(刑法2人、国際私法1人)に留まり、平成25年度末までには、併任教員は解消される予定である。
- (2) 実務家教員については、基準8-2-5に記載しているとおり、いずれも、民事実務あるいは刑事実務において、弁護士として、十分に経験を有し、高度の技術・技能を有する者である。

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第8章

(3) さらに、司法研修所教官、司法試験考査委員等の経験がある者については、特に優れた知識及び経験を有する者でもある。また、研究者教員及び実務家教員ともに、専門分野に関し、高度の指導能力があると認められる者である。

《別添資料3 教員一覧、教員分類別内訳教員一覧 (様式3)》,《別添資料4 2012 入学ガイド P. 23~25》,《別添資料5 ホームページ 法科大学院担当教員一覧》参照【解釈指針8-1-2-1】【解釈指針8-1-2-2】

基準8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価する ための体制が整備されていること。

(基準8-1-3に係る状況)

本法科大学院の教員資格の審議については、「専修大学法科大学院教員資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程2条に審議機関を規定している。特に教員の採用及び昇任の候補者の資格審議については、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、常務理事(専門職大学院担当)、法学部長、法学研究科長、法科大学院教授会から選出された実務家1人を含む専任教員2人から構成する「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」を設置して運営している。

《別添資料 52 専修大学法科大学院教員資格審議規程,専修大学法科大学院教員資格審查委員会規程,専修大学法科大学院実務家教員任用規程,専修大学法科大学院専任教員の任用の特例に関する規程》参照

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1:重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員が置かれていること。

(基準8-2-1に係る状況)

2002 年の中央教育審議会の答申である「法科大学院の設置基準等について」は、法科大学院の規模に拘わらず、法科大学院の最低限必要な専任教員数を 12 名としている。本法科大学院は、入学定員 55 人、収容定員 165 人であるから、専任教員 1人の学生数 15 人から算定すると、この最低限必要な専任教員は 11 人となり、上記の12 人よりも下回ることになる。そこで、本法科大学院では 12 人をもって最低限必要な教員数とする。基準の8-1-1で示したように、現状の専任教員数は 19 人(専任教員 12 人、法学部専任教員との併任教員 3 人、実務家専任教員 4 人)であり、基準を満たしている。なお、専任教員 19 人のうち、15 人が教授である。

《別添資料 3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧(様式 3), 科目別専任教員数一覧 (様式 4)》参照【解釈指針 8-2-1-1】【解釈指針 8-2-1-3】

基準8-2-2:重点基準

法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法) については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員 (専ら実務的側面を担当する教員を除く。) が置かれていること。

(基準8-2-2に係る状況)

法律基本科目の専任教員の配置については、憲法2人、行政法1人、民法3人、商法2人、民事訴訟法2人、刑法2人(2人とも併任である)、刑事訴訟法1人を配置した。

年齢構成や専攻領域にも配慮しながら、今後とも専任教員及びその配置については、万全を期したいと考えている。なお、本法科大学院の入学定員は 55 名であるため、解釈指針 8-2-2-1 (1)及び(2)は、非該当である。

《別添資料3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧(様式3),科目別専任教員数一覧(様式4)》参照【解釈指針8-2-2-1(1)(2)】

基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準8-2-3に係る状況)

基準8-2-2で記したように、専任教員の専攻及び年齢について配慮し、専任教員の平均年齢は、平成22年度は59.2歳、平成23年度は55歳である。

「教育上主要と認められる授業科目」である、「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法」等の必修科目の80%は専任教員が担当している。

基礎法学・隣接科目分野については、平成 24 年度より「イギリス法」について新たに専任教員が担当することになった。他の科目については法学部専任教員が主に担当している。

《別添資料 3 開設授業科目一覧(様式 1),教員一覧、教員分類別内訳教員一覧(様式 3),科目別専任教員数一覧(様式 4)》、《別添資料 53 平成 24 年度授業科目展開数・担当者一覧(主要科目一覧)》参照【解釈指針 8 - 2 - 3 - 1】

基準8-2-4:重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

本法科大学院の実務家教員は、専任4人(常勤3人、みなし1人)、兼任15人を擁している。必要最低限の専任教員12人(現員19人)の2割以上を満たし、5年以上の実務の経験を有したものを配置している。また実務家教員は、実務基礎科目の授業を担当するだけではなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律科目や展開・

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第8章

先端科目を担当し、同一科目を研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的 観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。

実務家専任教員(みなし)については、年間6単位以上担当し、教授会構成員となっている。

実務家専任教員は、「法科大学院自己点検・評価委員会」委員長、「入試広報委員会」 委員長、「教務委員会」委員等の役職も兼ねている。

《別添資料3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧(様式3)》,《別添資料31 平成23年度教授会議事録(出席者欄)》,《別添資料55 専修大学法科大学院教授会規程(第2条2項4号)》参照【解釈指針8-2-4-1】【解釈指針8-2-4-2】

......

基準8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-2-5に係る状況)

常勤の実務家専任の2名は、弁護士活動20年以上の経験をもち、パートナーとして法律事務所を運営している。実務家専任1名は、ながく企業に勤務し、さらに世界知的所有権機関コンサルタントの経験がある。またみなし実務家教員については、弁護士活動30年以上の経験があり、司法研修所刑事弁護教官の経歴がある。

《別添資料3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧(様式3)》参照

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられ ていること。

(基準8-3-1に係る状況)

専任教員の平成 24 年度の授業負担は、20~29 単位 6 人、20 単位未満 12 人であり、 平均すると 17.4 単位となる (平成 24 年度に長期国内研究員となっている併任教員 1 名を除く)。

《別添資料 3 教員一覧、教員分類別內訳教員一覧 (様式 3)》参照【解釈指針 8 - 3 - 1 - 1 】

基準8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に 応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-3-2に係る状況)

全学の基準として、平成 19 年 4 月 1 日より、旧規程を廃し、専修大学研究員規程を定めた。法科大学院においては、法科大学院研究員規程(仮称)が制定されるまでの間、法科大学院運営委員会の申し合わせによって運用されている。具体的には、法学部割り当て研究員数を勘案して、学長、法学部長及び法科大学院長が出席する法科大学院運営委員会で協議し、その後法科大学院教授会で審議することになっている。

平成 19 年度に法科大学院専任教員 1 名が長期国内研究員に、平成 20 年度に法科大学院専任教員 1 名が長期国内研究員に、さらに、平成 24 年度に法科大学院専任教員 1 名が中期国内研究員に、併任教員 1 名が長期国内研究員になっている。

《別添資料54 専修大学研究員規程,専修大学研究員の研究費支給細則》参照

基準8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8-3-3に係る状況)

本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、雇員を1 名配置している。具体的な職務内容は以下の通りである。

	. 90 / 11	0. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 1	
身分	勤務地	所属	職務内容
雇員(常勤)	神田校舎	法科大学院事務課	• 教材作成補助業務
			・レジュメ等の学生配布業務
			· 教員室兼研究室受付業務
			・その他法科大学院事務課に関する業務

2 特長及び課題等

特長

次なる世代を作るためにも、平成 22・23 年度比較的若手の研究者教員を採用し、その結果、専任教員の平均年齢が、平成 22 年度は 59.2 歳、平成 23 年度は 55 歳になった。バランスの良い教員配置が形成されつつある。また専門を共有する教員間で日常的に意見交換を密にして、授業内容がブレないような配慮をし、さらに、教員の研究環境と授業が連動するように努力してきている。教員の授業研究が FD 活動とも一体となってきている。

課題

本法科大学院の専任教員の平均授業負担は、年間 20 単位に留められているが、個人間の格差は依然として大きい。若手には研究時間を与える意味では評価できるが、全員に余裕をもって授業に当れる時間的配慮が必要であろう。また、教員の授業をサポートするシステムと人材が求められており、平成 24 年度にアカデミック・アドバイザー制度を正式に導入したが、当制度の運用の充実も今後の課題となっている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みと して、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議(以下「法科大学院の運 営に関する会議」という。)及び専任の長が置かれていること。

(基準9-1-1に係る状況)

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院の専任教員(実務家・みなし専任教員含む)(専修大学法科大学院教授会規程第2条参照)で構成する「法科大学院教授会」を設置している。また大学、法人、法学部及び既存法学研究科との調整機関として、学長、常務理事(専門職大学院担当)、法科大学院長、副院長、法学部長及び法学研究科長を構成員とした「法科大学院運営委員会」を設置している。《別添資料3 教員一覧、教員分類別内訳教員一覧(様式3)》,《別添資料55 専修大学法科大学院教授会規程,専修大学法科大学院運営委員会規程》参照【解釈指針9-1-1】【解釈指針9-1-1-2】

なお、連絡調整を必要としない法科大学院独自の案件については、法科大学院教授会に直接諮り、連絡調整を必要とする場合は法科大学院運営委員会で調整後に法科大学院教授会に諮ることになるため、両者の間に権限の競合はない。

法務研究科法務専攻の長としては、法科大学院長を置くとともに、その補佐役として副院長も置いている。

法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜及び教員人事その他運営に関する重要事項についての審議は、前述の「法科大学院教授会」が担っている。また、カリキュラム編成、教員の配置、学生要望事項の処理など、細かな教務関係の事柄を検討するための教務委員会を設置し、各科目領域を掌握する専任教員により構成している。《別添資料 31 平成 23 年度教授会議事録,平成 23 年度運営委員会議事録》,《別添資料 55 専修大学法科大学院教授会規程,専修大学法科大学院運営委員会規程》参照【解釈指針 9 - 1 - 1 - 3】

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に 応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9-1-2に係る状況)

事務体制としては、法科大学院事務部・事務課を設置し(部長1名、主任2名、課員3名、雇員(常勤)2名、計8名)、教務、学生支援、入試・広報、事務システム、教授会、教員人事、自己点検・評価、第三者評価、研究助成、法科大学院運営委員会、研究室受付等の業務を行っている。

《別添資料 56 学校法人専修大学の事務組織,学校法人専修大学事務分掌規程(第 16 条)》参照

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的 基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

平成22年度資金収支内訳表の法務研究科部門において、支出の部合計は5億3,318万円で、学生数等を考慮すると十分な経費負担額となっている。

同内訳表の法務研究科部門において、収入の部合計 3 億 6,483 万円に対し、教育研究経費支出は 1 億 1,182 万円(30.6%に相当)となっており、教育活動等に係る予算措置について配慮している。

学校法人専修大学予算統制規則第9条の規定に基づき、総合予算案作成のため、経理責任者(経理部長)は、財務統轄責任者(財務担当理事)の出席のもと、各予算責任者(事務分掌上の所管長)に予算要求の内容に関する説明を求めた上、調整にあたることとなっている。

《資料 8 資金収支內訳表》,《別添資料 57 学校法人専修大学予算統制規則》参照【解 积指針 9-1-3-1】

【資料8】

資金収支内訳表 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:円)

収入の	部	支出の	部
科目	法務研究科	科目	法務研究科
学生生徒等納付金収入	162, 521, 160	人 件 費 支 出	360, 833, 492
手 数 料 収 入	9, 908, 785	教育研究経費支出	111,826,587
寄 付 金 収 入	1, 406, 591	管 理 経 費 支 出	13,680,056
補 助 金 収 入	153, 428, 325	借入金等利息支出	198, 619
資 産 運 用 収 入	7, 964, 568	借入金等返済支出	1,873,664
資 産 売 却 収 入	0	施設関係支出	34, 066, 092
事 業 収 入	1, 923, 835	設 備 関 係 支 出	10, 702, 611
雑 収 入	6, 566, 197		
借入金等収入	21, 120, 000		
合 計	364, 839, 461	合 計	533, 181, 121

2 特長及び課題等

特長

- 1. 入学者選抜基準、学生入学後の学習状況・施設利用状況等について、教授会において比較的細部に至るまで報告され、疑問点・問題点があれば、教授会において意見 交換され、検討している。
- 2. 委員会における検討事項が、教授会において報告され、場合によっては、委員会と同様に、意見が出され検討されている。
- 3. 事務部・事務課スタッフの熱意・努力により、教員・教授会との連携が図られ、その他、教育目的達成のための学生支援の体制が整っている。

課題

現状においては、特に改善を要する点は見当たらない。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の 学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演 習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員 55 人、収容定員 165 人、専任教員 19 人の体制であるが、当初は入学定員 60 人、収容定員 180 人であり、かつ将来的に若干の規模拡大にも十分対応できることを念頭に整備したため、施設には十分な余裕がある。教室等については、中教室(50~80 人規模)6室、小教室(20~30 人規模)9室、法廷教室1室を備えているため、現状の同時限展開数5展開以下であることから、余裕を持った教室運営をしている。

また質的にも最新の教具及び冷暖房を完備して万全を期している。教具についてより具体的に言えば、法廷教室、中教室には最新鋭のAV機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能なAV機器を利用して同様の授業ができるようになっている。

《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階見取り図》、《別添資料 18 法科大学院(8 号館)設備及び機器一覧》参照【解釈指針 1 0-1-1-1】

法科大学院生が授業時間以外の学習時間の大半を過ごす自習室については、機能的に学習に徹底して集中できるよう次のような工夫している。

- ①個々に用意したキャレルは、一般的なものより大きくし、法令集などの書籍を広げ ながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。
- ②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。
- ③自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気を演出している。
- ④無線 LAN を設置して IT 環境を整えている。

座席の数量としては、本法科大学院の在籍者数 122 人〔実質収容定員:135 人(25 人×3+30 人×2)〕に対して 204 席用意している。残りの 82 席については、修了 1 年目の修了生に対し、1年間(修了した年の4月1日から翌年の3月 31 日まで)無料で貸与しているほか、希望者に対しては、司法試験が終了するまで(5月 31 日まで)の利用延長も認めている。

また、自習室は教室、図書館法科大学院分館と同一の建物内に設置され、ことに図書館分館所在階の1階上と2階上に位置するために、学習上非常に便利な配置となっている。

《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階見取り図》、《別添資料 18 法科大学院(8 号館)設備及び機器一覧》、《別添資料 58 自習室利用許可証》参照【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 2】

本法科大学院用図書館は、500 ㎡以上の床面積に約70,000 冊収納の書架を備えている。また図書だけでなくデータベースやインターネット情報などあらゆる情報を入手する機能を6階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書室内の情報検索コーナーや隣室の情報端末室で、法令・判例などのデータベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセン

ター的位置づけとした。これを具体的に述べれば以下のようになる。《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階見取り図》、《別添資料 18 法科大学院(8 号館)設備及び機器一覧》参照

本法科大学院用図書館(専修大学図書館法科大学院分館)は、法科大学院棟に設置され、独立した運営がなされている。他に、本法科大学院と同様、本学神田キャンパス内にある専修大学図書館神田分館が、教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用することができる。なお利用時間は、終電時刻等を配慮して午前9時から午後10時までとしている。また、25日程度の休日開館を含め、年間開館日数は約300日となっている。《別添資料19図書館案内》、《別添資料20図書館利用案内》、《別添資料36図書館カレンダー(法科大学院分館)2011年10月~2012年9月》参照

法科大学院分館には、基本的な判例集、加除資料、法律学術雑誌を備えているほか、 法律書においても各分野の基本図書を備えており、閲覧及び貸出しに供している。

本学図書館の法科大学院分館と神田分館は、合計すると約 47 万冊の図書及び資料を所蔵している。また、本学全図書館の蔵書は 170 万冊以上あり、学内の端末や図書館ホームページから蔵書検索 OPAC を利用することにより、所蔵の有無や貸出し状況を把握できる。法科大学院分館以外に所蔵する図書については、OPAC の MyLibraryで取り寄せて利用ができるシステムになっているので、法科大学院における研究及び教育並びに学生の学習に十分応じることができる。

法情報データベースは、LEX/DBやLLi統合型法律情報システムやLexisNexisをはじめ、国内外の法令・判例情報がインターネットやDVDで活用でき、常に最新の情報を利用できる環境になっている。情報検索の講習会は、図書館員により随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用方法等講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。

《別添資料 10 法情報検索関連資料》,《別添資料 20 図書館利用案内》参照【解釈指針 10-1-1-3】

教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書館職員としては、法科大学院分館にレファレンス担当が配属されており、研究者及び学生の様々な質問に応えるとともに、法情報データベースの検索指導を行っている。また、以下の資料9に示す通り、レファレンス担当以外にも5名の職員が勤務しており、司書等の資格を有する者を中心に学習支援に努めている。《資料9 図書館に関する各種データ》、《別添資料10 法情報検索関連資料》、《別添資料19 図書館案内》、《別添資料20 図書館利用案内》、《別添資料59 図書館職員の能力を示す資料》参照【解釈指針10-1-1

【資料9】

図書館に関する各種データ

1 図書館に携わる職員に関する資料

*職員6名 (管理職 1名、庶務・会計 1名、雑誌 1名、レファレンス 1名、利用サー ビス 2名)

2 図書及び資料に関するデータ

A. 所蔵資料

①図書 19,305 冊 (和書 18,098 冊 洋書 1,207 冊)

②雑誌 和書 205 タイトル

洋書 3割例集他 18 タイトル 38 タイトル

④加除資料32 タイトル

B. 主要データベース

- 1) beck-online
- 2) D1-Law. com 第一法規法情報総合データベース 法律判例文献情報,判例体系,現 行法規[履歴検索]
- 3) HeinOnline
- 4) Juris Online

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第10章

- 5) LEX/DB インターネット
- 6) LexisNexis at lexis.com
- 7) LLi 統合型法律情報システム
- 8) Westlaw Japan
- 9) 官報情報検索サービス
- 10) 聞蔵Ⅱビジュアル for Librarians
- 11) 日経テレコン 21
- 12) ヨミダス歴史館

3 図書館に備えられた設備・機器リスト

- 1)情報検索用パソコン 12台
- 2) OPAC 用パソコン 6 台
- 3) 業務用パソコン 6台
- 4)情報検索用プリンタ 1台
- 5) OPAC 用プリンタ 2 台

教員室については、現在専任教員 19 人に対して、その数を上回る 23 室を用意している。また学生のオフィスアワーに支障のないよう配慮をして、1 研究室当たりの面積を従来の本学の研究室に比べ広くし(平均 22.88 ㎡)、それに対応するためのテーブルを設置している。

非常勤教員用としては、大きめの共同研究室1室(28.52 m²)を備え、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。

教員が学生と面談するスペースとしては、上述した教員研究室を中心に行われているが、教員ラウンジを活用している教員も多々見受けられる。

《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階見取り図》、《別添資料 18 法科大学院 (8 号館)設備及び機器一覧》参照【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 6】

本法科大学院の諸施設は、教室、自習室、教員室、図書館法科大学院分館、事務室等すべてが法科大学院棟(大学8号館)に収められ、利用上便利なものとなっている。 これらは法科大学院用であるが、法科大学院の授業に差し支えのない範囲内で、その 承諾の下に、一部学部の授業等にも使用されている。

また、本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理職者からなる専修大学図書館委員会が組織されており、本学法科大学院の専任教員もその委員として加わり、積極的に運営に参画している。

《別添資料 16 神田 8 号館建物面積明細表》、《別添資料 17 神田 8 号館 1 階~ 8 階見取り図》、《別添資料 56 学校法人専修大学事務分掌規程(第 16 条 2 項 4 号)》、《別添資料 60 専修大学図書館規程、専修大学図書館委員会規程》、《別添資料 61 平成 24 年度前期・後期施設管理台帳(別添資料 11 授業時間割も併せて参照)》参照【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 7】

2 特長及び課題等

特長

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が平成 13 年 12 月 26 日付けで示した「法科大学院の設置基準等について/論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言(『施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組の創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷などの施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材などの情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。』)を基に設計・施工した。なかでも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての自習室(とくにその中のキャレル)の充実であり、その結果、法科大学院創設以来、常に利用者である学生達から好評を博している。また量的にも在学生全員が専用として

占有できるようになっている。さらに修了1年目の修了生に限って、無料で在学生同様 の使用を認めている。

また法科大学院用図書館は、閲覧席、各種データベース及び図書の検索のための端末機を、学生数に比較して多数設置しており、それらが学生の拠点である自習室(キャレルの設置されている部屋)及び教室と同一建物に設けられていることで、学生への種々の便宜を図っている。

課題

現状においては、特に改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り 入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1:重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

(基準11-1-1に係る状況)

1. 実施体制

次の13名によって構成する「法科大学院自己点検・評価委員会」を設置している。

委員長 学長が指名した者

副委員長 専門職大学院担当常務理事

委員 公法系科目群を代表する者 1名

民法・民事訴訟法科目群を代表する者 1名

商法科目群を代表する者 1名

刑事系科目群を代表する者 1名

実務基礎科目群を代表する者 1名

基礎法学・隣接科目群を代表する者 1名

展開・先端科目群を代表する者 1名

本学の教職員以外の学識経験者 2名

法科大学院事務部長

法科大学院事務課長 (現在は部長が課長を兼務している)

2. 評価項目等

自己点検・評価を行うに当たって、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院 評価基準要綱」に則し、次の項目を設定した。

- (1) 教育の理念及び目標(「修了者の進路及び活動状況」も含む)
- (2) 教育内容
- (3) 教育方法
 - ①授業を行う学生数
 - ②授業の方法
 - ③履修科目登録単位数の上限
- (4) 成績評価及び修了認定
 - ①成績評価
 - ②修了認定及びその要件
 - ③法学既修者の認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6)入学者選抜
 - ①入学者受入
 - ②収容定員及び在籍者数等
- (7) 学生の支援体制
 - ①学習支援
 - ②生活支援等

- ③障害のある学生に対する支援
- ④職業支援(キャリア支援)
- (8) 教員組織
 - ①教員の資格及び評価
 - ②専任教員の配置及び構成
 - ③教員の教育研究環境
- (9) 管理運営等
 - ①管理運営の独自性
- (10) 施設、設備及び図書館等
- (11) 自己点検及び評価等
 - ①自己点検及び評価
 - ②情報の公表

《別添資料 62 専修大学法科大学院自己点検·評価規程,自己点検·評価委員会議事録》,《別添資料 63 平成 23 年度自己点検·評価報告書》参照【解釈指針 1 1 - 1 - 1】

3. 自己点検及び評価の結果の活用

自己点検・評価委員会には、自己点検・評価委員会の委員ばかりでなく、教務委員会、FD 委員会、入試広報委員会、奨学生選考委員会の委員長及び図書館委員等の出席を求め、点検項目の確認及びその履行を求めた。また、評価の結果については、自己点検・評価委員会及び教授会において報告し、委員会及び各教員においてその実施を求めている。また、教育目的等重要項目が議題となる際には、法科大学院長にも自己点検・評価委員会への出席を求め、教育目的の確認及びその周知徹底を図っている。

上記の自己点検・評価の具体的な効果として、FD 研修会、教員による授業参観の実施により、教員各自において、授業方法及び内容について改善する機会が与えられた。また、外部委員から、厳格な成績評価及び基礎的知識修得等の必要性についての意見が出されていたが、内部からの自己点検、及び在学生の状況と相まって、成績評価及び授業内容等について、変化をもたらした。

《別添資料1 H24 要項 P.37~》,《別添資料7 平成23年度共通的到達目標小冊子》,《別添資料8 未修対策ワーキンググループのまとめ》,《別添資料29 FD に関する委員会や講演会等に関する資料》,《別添資料33 教員間授業参観関連資料》,《別添資料35 学外委員による平成24年度認証評価自己評価書の意見書》,《別添資料64 専修大学法科大学院各種委員会所掌事項一覧》参照【解釈指針11-1-1-2】

基準11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以 外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準11-1-2に係る状況)

外部委員からの意見聴取

自己点検・評価報告書については、研究者・実務家各1名に対し、客観的な評価・ 意見を求め、自己点検・評価委員会においてそれを聴取し、各委員会における改善措 置の検討を促した。なお、外部委員は、自己点検・評価委員会の所属としているもの の、独立した立場で、率直にかつ忌憚のない意見を頂いている。

《別添資料 35 学外委員による平成 24 年度認証評価自己評価書の意見書》,《別添資料 62 専修大学法科大学院自己点検・評価規程,自己点検・評価委員会議事録》参照【解釈指針11-1-2-1】

11-2 情報の公表

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準11-2-1に係る状況)

1. 教育研究活動等の状況

刊行物(専修ロージャーナル)及びウェブサイトでの公開等その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

情報提供項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価基準要綱」に則し、次の項目をウェブサイトに掲載して公表している。

- (1) 設置者について
- (2) 教育の理念及び目標
- (3) 教育上の基本組織
- (4) 教員組織について
- (5) 収容定員及び在籍者数について
- (6) 入学者選抜
- (7)標準修業年限
- (8) 教育課程及び教育方法
- (9) 成績評価、進級及び課程の修了
- (10) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (11) 修了者の進路及び活動状況
- 2. 自己点検・評価報告書の公表

自己点検の結果については、平成 16·17 年度版、平成 18 年度版、平成 19 年度版、平成 20 年度版、平成 21 年度版、平成 22 年度版、平成 23 年度版を学長に提出するとともに、結果の要旨を、法科大学院のウェブサイトに掲載した。

3. 教員業績等に関する情報の公表

教員業績等に関わる情報は、専任教員、非常勤教員ともに5年以上に渡る情報を法科大学院のウェブサイトにおいて公表し、毎年更新を行っている。具体的には、専任教員、実務家専任教員及び本学法学部所属の兼担教員に関しては、全学的に設置している「専修大学研究者情報データベース」において、社会貢献活動等も含めた詳細な情報を公開している。また、非常勤教員に関しては、経歴と併記する形で業績等を掲載した PDF データを作成し、公開を行っている。

《別添資料 1 H24 要項 序文》、《別添資料 4 2011・2012 入学ガイド》、《別添資料 5 ホームページ全頁》、《別添資料 26 平成 24 年度学生募集要項》、《別添資料 27 平成 23 年度法科大学院説明会(学外開催分含む)スケジュール表》、《別添資料 63 平成 23 年度自己点検・評価報告書》参照【解釈指針 11-2-1-1】【解釈指針 11-2-1-2】

基準11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法 で保管されていること。

(基準11-2-2に係る状況)

情報の収集・保管

法科大学院事務課において、「学校法人専修大学文書保存規程」に規定するものの他、下記評価の基礎となる情報を、適宜、調査及び収集を行い、5年以上保管している。なお保管場所としては、法科大学院事務室内の防火設備を具備した学籍保管庫を

使用し、収集した資料については、「授業レジュメ関係」「窓口・学籍関係」「委員会関係」「入学試験関係」「教務関係」「永久保存資料」に分類のうえ、年度別に整理するなど、適切に管理、保管を行っている。

- (1) 教育の基本方針に関わる、教授会・各委員会に関わる資料
- (2) 各授業の教育内容・教育方法に関わる、事前課題・授業レジュメ等
- (3) 期末試験の答案
- (4) 入学者選抜、学生の収容、個々の学生の成績評価に関わる資料
- (5) ガイダンス、オフィスアワー実施状況等に関わる資料
- (6) 教員の研究実績・実務経験等に関わる資料
- (7) FD に関わる学生アンケート、各授業担当者から提出された自己点検シート等、 教育内容・方法の改善に関わる資料
- (8) 施設に関わる資料
- (9) 自己点検・評価の結果に関する資料
- (10) その他法科大学院に関する資料

《別添資料 65 学校法人専修大学文書保存規程》,《別添資料 66 評価の基礎となる情報資料一覧》参照【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

|2 特長及び課題等|

特長

授業方法・内容及び成績評価に関わる資料については、授業担当者にその提出を求め、 できるだけの資料を法科大学院事務課において収集・保管している。

課題

修了生の進路及び活動状況等について、修了生各自に照会を行う等その情報収集に努めているが、かならずしも、正確な情報を得られているとは言い難い。修了生の回答についての自主性があることから、難しい面もあるが、修了生への有益な情報提供をする等アプローチの方法を考え、より正確な情報を得るようにしたい。